

福島第二原子力発電所
1号，2号，3号及び4号炉
廃止措置計画認可申請書
＜補足説明資料＞

令和3年1月
東京電力ホールディングス株式会社

目 次

本文 6, 7, 添付 6-1 性能維持施設について 3/161

本文 12, 添付 9-1 廃止措置に係る品質マネジメントシステムについて
143/161

福島第二原子力発電所1号, 2号, 3号及び4号炉 審査資料	
資料番号	本文6, 7, 添付6-1
提出年月日	令和3年1月26日

福島第二原子力発電所
1号, 2号, 3号及び4号炉
性能維持施設について

令和3年1月
東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1.	はじめに.....	- 1 -
2.	性能維持施設の選定に関する考え方について.....	- 1 -
3.	性能維持施設の性能に関する考え方について.....	- 1 -
4.	性能維持施設について.....	- 2 -
5.	運転中との機能及び性能の比較.....	- 17 -
別紙 1	非常用交流高圧電源母線又は直流電源母線に接続している性能維持施設.....	- 117 -
別紙 2	原子炉補機冷却系から供給される冷却水・海水を使用する性能維持施設.....	- 118 -
別紙 3	中央制御室・廃棄物処理建屋制御室の維持管理.....	- 119 -
別紙 4	廃止措置における（非常用）ディーゼル発電機の維持台数	- 121 -
別紙 5	使用済燃料プール水温の施設運用上の基準（65℃）到達までの時間評価.....	- 124 -
別紙 6	廃止措置におけるエリア放射線モニタリング設備の維持台数	- 126 -
別紙 7	（非常用）ディーゼル発電機及び蓄電池（所内用）の負荷容量について.....	- 127 -
別紙 8	原子炉補機冷却系の必要流量について.....	- 135 -
別紙 9	廃止措置計画認可申請書における使用済燃料輸送容器の扱いについて.....	- 138 -

1. はじめに

本資料は、福島第二原子力発電所1号、2号、3号及び4号炉の廃止措置計画認可申請書「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」、「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に記載した廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）の選定に関する考え方、性能維持施設の機能及び性能並びにその機能及び性能を維持すべき期間の考え方及び機能を維持するために必要な性能の考え方について説明する。

2. 性能維持施設の選定に関する考え方について

原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可（以下「設置許可」という。）を受けた発電用原子炉施設は、廃止措置計画に基づき廃止措置を行い、廃止措置の終了した結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けたとき、設置許可の効力を失うこととなる。

このため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」により設置許可を受けた発電用原子炉施設を廃止措置計画認可申請書「四 廃止措置対象施設及びその敷地」において廃止措置対象としている。

廃止措置対象施設のうち、廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設を性能維持施設とする。具体的な考え方は発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（以下「審査基準」という。）に詳細に記載されているため、これに基づき性能維持施設を選定する。

3. 性能維持施設の性能に関する考え方について

性能維持施設の性能については、審査基準に基づき記載する。

【審査基準（抜粋）】

ここで示される性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等（以下単に「必要な仕様等」という。）が示されていること。

廃止措置計画認可申請書「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」第6-1表、第6-2表に定めている性能維持施設は、設置許可等を受けて設計・製作されたものであり、これを引き続き使用するため、その性能維持施設の仕様等として、設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置、構造及び設備」欄に記載するとともに、廃止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に記載している。

この性能維持施設を維持し、使用することを前提としていることから、性能維持施設の性能は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に、廃止措置段階で求められる機能を維持するために必要となる状態を記載する。

4. 性能維持施設について

2. に示した考え方に基づいて選定した性能維持施設、並びに、3. に示した考え方に基づいた各性能維持施設の性能を以下に示す。

(1) 建物及び構築物

審査基準では、「放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建家・構築物等については、これらの系統及び機器を撤去するまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射性遮蔽体としての機能を適切に維持管理すること。」が必要とされている。

放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ「放射性物質漏えい防止機能」及び周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低減する「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持対象とする。なお、事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。

建物及び構築物は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であり、当該設備は静的機器であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること
- 放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること

建物及び構築物の性能は、第1-1表～第1-4表に示すとおりである。

(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

審査基準では、「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備で保管する期間にあつては、所要の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること。」が必要とされている。

a. 核燃料物質取扱設備

核燃料物質取扱設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造」に示す「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する設備を維持対象とする。なお、炉心内及び炉心と使用済燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。

燃料取替機は、燃料集合体を取り扱う「燃料取扱機能」、取扱中の燃料集合体が臨界に達することを防止する「臨界防止機能」及び取扱中の燃料集合体の落下を防止する「燃料落下防止機能」を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること
- 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること

原子炉建屋（家）クレーンは、燃料集合体を取り扱う「燃料取扱機能」及び取扱中の燃料集合体の落下を防止する「燃料落下防止機能」を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること
- 燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること

キャスク除染装置は、使用済燃料輸送容器を除染するための区域としての「燃料取扱機能」を有するよう設計・製作された設備であり、当該設備は静的機器であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること

核燃料物質取扱設備の性能は第2－1表～第2－4表に示すとおりである。

b. 核燃料物質貯蔵設備

核燃料物質貯蔵設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に示す「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、「水位監視機能」、「漏えい監視機能」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」を有する設備を維持対象とする。

新燃料貯蔵庫（施設）及び使用済燃料貯蔵ラックは、貯蔵中の燃料集合体が臨界に達することを防止する「臨界防止機能」を有するよう設計・製作された設備であり、当該設備は静的機器であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 燃料集合体等の臨界防止に影響するような変形等有意な損傷がない状態であること

使用済燃料プールは、水深を確保することにより使用済燃料からの放射線を低減する「放射線遮蔽機能」を有するよう設計・製作された設備であり、当該設備は静的機器であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること

使用済燃料プール水位を監視する設備及び使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備は、使用済燃料プールの水位及び使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視する「水位及び漏えいの監視機能」を有するよう設計・製作された設

備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること
- 使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること

燃料プール冷却浄化系は、貯蔵中の使用済燃料を冷却浄化する「冷却浄化機能」及び使用済燃料プールの水位を確保するために水を補給する「燃料プール水補給機能」を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 使用済燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること
- 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置（ろ過脱塩器）に通水できる状態であること

復水貯蔵タンクは、使用済燃料プールに補給する水を貯留するための容器としての「燃料プール水補給機能」を有するよう設計・製作された設備であり、当該設備は静的機器であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること

核燃料物質貯蔵設備の性能は、第3-1表～第3-4表に示すとおりである。

(3) 放射性廃棄物の廃棄施設

審査基準では、「放射性廃棄物の廃棄施設については、適切に維持管理すること。」が必要とされている。

a. 気体廃棄物の廃棄設備

廃止措置期間中も放射性気体廃棄物を処理するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。

(主) 排気筒及び廃棄物処理建屋(家)換気空調系排気筒は、放射性気体廃棄物を放出するための排出口としての「放射性廃棄物処理機能」を有するよう設計・製作された設備であり、当該設備は静的機器であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること

気体廃棄物の廃棄設備の性能は、第4-1表～第4-4表に示すとおりである。

b. 液体廃棄物の廃棄設備

廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出するため、性状に応じた「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。

液体廃棄物の廃棄設備のタンク・槽、ろ過装置・ろ過器、脱塩器等は、放射性液体廃棄物を処理するための容器としての「放射性廃棄物処理機能」を有するよう設計・製作された設備であり、当該設備は静的機器であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 内包する物質が漏えいするような亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること

高電導度廃液系及び洗濯廃液系の濃縮装置は, 放射性液体廃棄物を蒸留処理する「放射性廃棄物処理機能」を有するよう設計・製作された設備であるため, 以下の事項を満足する状態であれば, 必要な機能は維持される。

- 廃液濃縮処理が可能であること

液体廃棄物の廃棄設備の性能は, 第5-1表～第5-4表に示すとおりである。

c. 固体廃棄物の廃棄設備

廃止措置期間中も放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵するため, 「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持対象とする。

固体廃棄物の廃棄設備のタンク・槽, サイトバンカ及び固体廃棄物貯蔵庫は, 放射性固体廃棄物を貯蔵するための容器・建屋としての「放射性廃棄物貯蔵機能」を有するよう設計・製作された設備であり, 当該設備は静的機器であるため, 以下の事項を満足する状態であれば, 必要な機能は維持される。

- 内包する物質が漏えいするような亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること

固化装置は, 雑固体廃棄物を固化する「放射性廃棄物処理機能」を有するよう設計・製作された設備であるため, 以下の事項を満足する状態であれば, 必要な機能は維持される。

- 雑固体廃棄物の固化が可能な状態であること

減容装置は、雑固体廃棄物を圧縮減容する「放射性廃棄物処理機能」を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 雑固体廃棄物の圧縮減容が可能な状態であること

乾燥装置は、濃縮洗濯廃液を乾燥する「放射性廃棄物処理機能」を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な状態であること

雑固体廃棄物焼却設備は、雑固体廃棄物を焼却する「放射性廃棄物処理機能」を有するよう設計・製作された設備であり、当該設備は静的機器であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 雑固体廃棄物の焼却が可能な状態であること

固体廃棄物の廃棄設備の性能は、第6-1表～第6-4表に示すとおりである。

(4) 放射線管理施設

審査基準では、「原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る設備については、適切に維持管理すること。」が必要とされている。

a. 発電用原子炉施設内外の放射線監視

(a) エリア放射線モニタリング設備

発電用原子炉施設内外における放射線を管理する「放射線監視機能」を有するとともに、「原子力発電所放射線モニタリング指針（JEAG4606-2017）」で示された観点（変動，人が常駐，作業等の立入り）から選定した設備を維持対象とする。

エリア放射性モニタリング設備は，上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため，以下の事項を満足する状態であれば，必要な機能は維持される。

- 線量当量率を測定できる状態であること
- 警報設定値において警報が発信できる状態であること

発電用原子炉施設内外の放射線監視(a)に係る設備の性能は，第7-1表～第7-4表に示すとおりである。

(b) プロセス放射線モニタリング設備

発電用原子炉施設内外における放射線を管理する「放射線監視機能」及び「放出管理機能」を有するとともに，管理区域で使用した補機冷却水の海水側への漏えいを監視する設備（原子炉補機冷却水モニタ及び廃棄物処理補機冷却水モニタ）を維持対象とする。

原子炉補機冷却水モニタ及び廃棄物処理補機冷却水モニタは，上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため，以下の事項を満足する状態であれば，必要な機能は維持される。

- 放射性物質の濃度を測定できる状態であること
- 警報設定値において警報が発信できる状態であること

発電用原子炉施設内外の放射線監視(b)に係る設備の性能は，第8-1表～第8-4表に示すとおりである。

(c) 環境モニタリング設備

発電用原子炉施設内外における放射線を管理する「放射線監視機能」及び「放出管理機能」を有するとともに、廃止措置期間中も発電所敷地周辺の放射線監視、施設周辺の一般公衆の被ばく評価を行うために必要な設備を維持対象とする。

固定モニタリング設備は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 空間線量率を測定できる状態であること
- 警報設定値において警報が発信できる状態であること

環境試料測定設備は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 放射性物質濃度を測定できる状態であること

放射能観測車は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 空間線量率を測定できる状態であること

気象観測設備は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 風向及び風速、降雨量、大気温度を観測できる状態であること

発電用原子炉施設内外の放射線監視(c)に係る設備の性能は、第9-1表～第9-4表に示すとおりである。

b. 環境への放射性物質の放出管理

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出する際に、放射性物質を確認する「放射線監視機能」及び「放出管理機能」を有する設備を維持対象とする。

環境への放射性物質の放出管理に係る設備は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 放射性物質の濃度を測定できる状態であること
- 警報設定値において警報が発信できる状態であること

環境への放射性物質の放出管理に係る設備の性能は、第10-1表～第10-4表に示すとおりである。

c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理

放射線業務従事者個人の被ばくや汚染の確認及びエリア内の空気中の放射性物質濃度を確認する「放射線監視機能」及び「放射線管理機能」を有する設備を維持対象とする。

試料分析関係設備は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 放射能測定ができる状態であること

個人管理用測定設備及び測定機器は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること

放射線サーベイ機器は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 線量当量，線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること

放射線計測器の較正設備は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 放射線計測器の較正ができる状態であること

出入管理関係設備は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 身体の表面汚染を測定できる状態であること
- 警報設定値において警報が発信できる状態であること

管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る設備の性能は、第11-1表～第11-4表に示すとおりである。

(5) 解体中に必要なその他の施設

a. 換気設備

審査基準では、「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のため空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」が必要とされている。

このため、核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業、施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において、空気浄化を行う「換気機能」を有する設備を維持対象とする。

換気設備は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、フィルタを介した状態で給気ファン及び排気ファンを運転することにより、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること

換気空調系に係る設備の性能は、第12-1表～第12-4表に示すとおりである。

b. 非常用電源設備

審査基準では、「商用電源が喪失した際、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合には、適切な容量の電源設備を確保し、これを適切に維持管理すること。」が必要とされている。

このため、商用電源を喪失した際、性能維持施設へ電源を供給する「電源供給機能」を有する設備を維持対象とする。

非常用電源設備は、運転段階における商用電源喪失時の電源供給を考慮して設計・製作された設備であり、(非常用)ディーゼル発電機は、非常用交流高圧電源母線に接続している設備へ電源を供給することができ、蓄電池(所内用)は、直流電源母線に接続している設備へ電源を供給することができる。

廃止措置段階においても、この非常用電源設備を維持していくことから、非常用交流高圧電源母線又は直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給することができる状態であれば、必要な機能は維持される。非常用交流高圧電源母線又は直流電源母線に接続している性能維持施設を別紙1に示す。

非常用電源設備の性能は、第13-1表～第13-4表に示すとおりである。

c. その他安全確保上必要な設備

審査基準では、「その他の安全確保上必要な設備（照明設備、補機冷却設備等）については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」が必要とされている。

このため、廃止措置の安全確保上、性能維持施設を冷却するために必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持対象とする。

原子炉補機冷却系は、運転段階における補機冷却を考慮して設計・製作された設備である。廃止措置段階においても、この原子炉補機冷却系を維持していくことから、性能維持施設へ冷却水・海水を供給することができる状態であれば、必要な機能は維持される。原子炉補機冷却系から供給される冷却水・海水を使用する性能維持施設を別紙2に示す。

補機冷却系の性能は、第14-1表～第14-4表に示すとおりである。

また、商用電源の喪失時においても、作業者が廃止措置対象施設内から安全に避難できるために必要な「照明機能」を有する設備を維持対象とする。

非常用照明は、上記機能を有するよう設計・製作された設備であるため、以下の事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持される。

- 商用電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること

照明設備の性能は、第15-1表～第15-4表に示すとおりである。

(6) 消火装置

審査基準では、「放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切

に維持管理すること。」が必要とされている。

このため、「消火機能」を有する設備を維持対象とする。

火災報知設備（2号炉，3号炉及び4号炉）は，消火を行うために必要な「消火機能」を有するよう設計・製作された設備であるため，以下の事項を満足する状態であれば，必要な機能は維持される。

- 火災感知及び警報機能に影響するような有意な損傷がない状態であること

消火ポンプ（1号炉），ディーゼル駆動の消火ポンプ（1号炉），ホース置き場（1号炉），消火栓設備（2号炉，3号炉及び4号炉）は，消火を行うために必要な「消火機能」を有するよう設計・製作された設備であるため，以下の事項を満足する状態であれば，必要な機能は維持される。

- 消火栓から放水できる状態であること

ろ過水タンク（1号炉），移動形のCO₂消火器（1号炉），炭酸ガス消火設備（2号炉，3号炉及び4号炉），泡消火設備（2号炉，3号炉及び4号炉），消火器消火設備（2号炉，3号炉及び4号炉）は，消火を行うために必要な「消火機能」を有するよう設計・製作された設備であるため，以下の事項を満足する状態であれば，必要な機能は維持される。

- 内包する物質が漏えいするような亀裂，変形等有意な欠陥がない状態であること

消火装置の性能は，第16-1表～第16-4表に示すとおりである。

5. 運転中との機能及び性能の比較

性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較を第17-1表～第17-7表に示す。プラント運転中と廃止措置期間中との主な相違点は以下のとおり。

現在、性能維持施設のうち計測機器類による監視の一部は中央制御室・廃棄物処理建屋制御室にて行っていることから、運転員による監視が必要な期間は中央制御室・廃棄物処理建屋制御室の解体は行わない。(別紙3参照)

なお、社内規定において、当直長が中央制御室・廃棄物処理建屋制御室、現場計器及び連続記録を使用して適切な頻度で監視を実施すること並びに中央制御室・廃棄物処理建屋制御室にて監視中に発信した警報に関する運転員の初動対応等について定めている。

(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

核燃料物質取扱設備については、新燃料及び使用済燃料を使用済燃料プールから搬出するため、運転中と同様に、核燃料物質を安全に取り扱う機能を維持するが、炉心から全燃料が取り出され、再装荷しないことから、炉心内及び炉心と使用済燃料プールとの間の燃料取扱機能は維持しない。

核燃料物質貯蔵設備については、廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料が発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分に冷えており、設備の故障時に時間的余裕があることから、機能維持に必要な台数は1系統となる。

(2) 放射性廃棄物の廃棄施設

液体廃棄物の廃棄設備については、運転中と同様に、放射性液体廃棄物を処理する機能を維持するが、運転中の廃液発生量から廃止措置段階の廃液発生量へ

の低減を考慮して、3号及び4号炉廃棄物処理建屋に設置している高電導度廃液系の処理設備のみを維持し、1号及び2号炉廃棄物処理建屋に設置している高電導度廃液系の処理設備（濃縮装置：4基，蒸留水タンク：2基，脱塩器：2基，サンプル槽：2基）を維持対象外とする。

固体廃棄物の廃棄設備については、運転中と同様に、放射性固体廃棄物を処理する機能を維持するが、運転中の廃液発生量から廃止措置段階の廃液発生量への低減を考慮して、固化装置のうちプラスチック固化式のみを維持し、セメント固化式を維持対象外とする。なお、新たにセメント固化式を導入する場合、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備として廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。

(3) 放射線管理施設

放射線管理施設については、運転中と同様に、環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能を維持するが、1号炉の放射性液体廃棄物が、放水路内で放射性液体廃棄物と原子炉補機冷却海水が混じる構造となっていないため、廃止措置段階では、2号、3号及び4号炉放水口のいずれかから放出する。これに伴い、1号炉の液体廃棄物処理系排水モニタを維持対象外とする。

(4) 原子炉格納施設

原子炉建屋（家）については、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能は維持するが、廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び燃料落下事故時において非常用ガス処理系を用いなくても環境に与える影響は小さいと評価しているため、事故時における非常用ガス処理系を用いた原子炉建屋（家）原子炉棟の気密性に係る機能の維持はしない。

原子炉建家原子炉棟換気空調系（1号炉）については、原子炉建家原子炉棟の

換気を行う機能を維持するが、給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。

(5) その他原子炉の附属施設

非常用電源設備のうち（非常用）ディーゼル発電機については、商用電源を喪失した際に性能維持施設へ電源を供給する機能を維持するが、廃止措置段階では、原子炉が停止しており、外部電源喪失時に原子炉を安全に停止するための機器、工学的安全施設へ電力を供給する必要はなく、（非常用）ディーゼル発電機から電力を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、1号、2号、3号及び4号炉で設置されている12台のうち廃止措置における電源供給に必要な2台を維持する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷えており、設備の故障時に時間的余裕があることから、自動起動及び自動給電機能は維持しない。

非常用電源設備のうち蓄電池（所内用）については、商用電源を喪失した際に必要な電源供給機能を維持するが、廃止措置段階では、非常用動力負荷等に電力を供給する必要はなく、蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、3組のうち廃止措置における電源供給に必要な1組を維持する。

原子炉建屋原子炉棟換気空調系（2号炉）については、運転中と同様に換気機能を維持するが、給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。排気フィルタ2台のうち1台

を維持する。

原子炉建屋原子炉棟換気空調系（3号及び4号炉）については、運転中と同様に換気機能を維持するが、給気ファン3台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり3台のうち2台を維持する。排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。給気フィルタ2台のうち1台を維持する。排気フィルタ2台のうち1台を維持する。

原子炉建屋付属棟換気空調系（2号、3号及び4号炉）については、運転中と同様に換気機能を維持するが、給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。排気フィルタ2台のうち1台を維持する。

タービン建家換気空調系運転床換気系（1号炉）・タービン建屋換気空調系運転床換気空調系（2号炉）については、運転中と同様に換気機能を維持するが、給気ファン2台のうち、1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。排気ファン2台のうち、1台は予備であり、給気ファンと同様予備機は不要である。

タービン建家換気空調系運転床外換気系（1号炉）・タービン建屋換気空調系運転床外換気空調系（2号炉）については、運転中と同様に換気機能を維持するが、給気ファン3台のうち、1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設

備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。排気ファン3台のうち、1台は予備であり、給気ファンと同様予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。

タービン建屋換気空調系（3号及び4号炉）については、運転中と同様に換気機能を維持するが、給気ファン3台のうち、1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。排気ファン3台のうち、1台は予備であり、給気ファンと同様予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。

廃棄物処理建屋(家)換気空調系（1号及び2号炉共用）については、運転中と同様に換気機能を維持するが、ランドリ・センタ換気系排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。廃棄物処理室換気系給気ファン3台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり3台のうち2台を維持する。廃棄物処理室換気系排気ファン3台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり3台のうち2台を維持する。

廃棄物処理建屋換気空調系（3号及び4号炉共用）については、運転中と同様

に換気機能を維持するが、給気ファン3台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり3台のうち2台を維持する。排気ファン3台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり3台のうち2台を維持する。

(6) 発電所補助系

原子炉補機冷却系（1号炉）については、運転中と同様に原子炉補機を冷却する機能を維持するが、廃止措置段階では、冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、第一中間ループ循環ポンプ2台のうち1台、第二中間ループ循環ポンプ3台のうち1台を維持する。

原子炉補機冷却系（2号、3号及び4号炉）については、運転中と同様に原子炉補機を冷却する機能を維持するが、廃止措置段階では、冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、第二中間ループ循環ポンプ2台のうち1台を維持する。

原子炉建家付属棟廃棄物受けタンク室換気空調系（1号炉）については、運転中と同様に換気機能を維持するが、給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。排気フィルタ2台のうち1台を維持する。

活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋（家）換気空調系（1号、3号及び4号炉）については、運転中と同様に換気機能を維持するが、給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを

制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。排気フィルタ2台のうち1台を維持する。

サイトバンカ建屋換気空調系(1号, 2号, 3号及び4号炉共用)については、運転中と同様に換気機能を維持するが、給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。排気ファン3台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり3台のうち2台を維持する。排気フィルタ3台のうち2台を維持する。

第1-1表 1号炉 建物及び構築物に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線物質漏えい防止機能 (事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。)	原子炉建家原子炉棟	放射線物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	各建家の管理区域を解除するまで
放射線物質漏えい防止機能	原子炉建家付属棟 タービン建家 コントロール建家 廃棄物処理建屋 サービズ建家 固体廃棄物貯蔵庫 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家 サイトバンカ建屋 使用済燃料輸送容器(キヤスク) 保管建屋		炉心支持構造物等の解体が完了するまで
放射線遮蔽機能	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周の壁 原子炉建家原子炉棟側面のコンクリート壁 原子炉建家付属棟 タービン建家 コントロール建家 廃棄物処理建屋 サービズ建家 固体廃棄物貯蔵庫 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家 サイトバンカ建屋 使用済燃料輸送容器(キヤスク) 保管建屋	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	各建家の管理区域を解除するまで

第1-2表 2号炉 建物及び構築物に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射性物質漏えい防止機能 (事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。)	原子炉建屋原子炉棟 原子炉建屋付属棟 タービン建屋 コントロール建屋 廃棄物処理建屋 サービス建屋 固体廃棄物貯蔵庫 サイバタンカ建屋 使用済燃料輸送容器 (キヤスク) 保管建屋	放射性物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで
放射性物質漏えい防止機能	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周の壁 原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁 原子炉建屋付属棟 タービン建屋 コントロール建屋 廃棄物処理建屋 サービス建屋 固体廃棄物貯蔵庫 サイバタンカ建屋 使用済燃料輸送容器 (キヤスク) 保管建屋	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	炉心支持構造物等の解体が完了するまで 各建屋の管理区域を解除するまで
放射線遮蔽機能	原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁 原子炉建屋付属棟 タービン建屋 コントロール建屋 廃棄物処理建屋 サービス建屋 固体廃棄物貯蔵庫 サイバタンカ建屋 使用済燃料輸送容器 (キヤスク) 保管建屋	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで

第1-3表 3号炉 建物及び構築物に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線物質漏えい防止機能 (事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。)	原子炉建屋原子炉棟	放射線物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで
放射線物質漏えい防止機能	原子炉建屋付属棟 タービン建屋 コントロール建屋 廃棄物処理建屋 サービズ建屋 固体廃棄物貯蔵庫 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋 サイトバンカ建屋 使用済燃料輸送容器(キヤスク) 保管建屋		炉心支持構造物等の解体が完了するまで
放射線遮蔽機能	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周の壁 原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁 原子炉建屋付属棟 タービン建屋 コントロール建屋 廃棄物処理建屋 サービズ建屋 固体廃棄物貯蔵庫 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋 サイトバンカ建屋 使用済燃料輸送容器(キヤスク) 保管建屋	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで

第1-4表 4号炉 建物及び構築物に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射性物質漏えい防止機能 (事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。)	原子炉建屋原子炉棟 原子炉建屋付属棟 タービン建屋 コントロール建屋 廃棄物処理建屋 サービス建屋 固体廃棄物貯蔵庫 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋 サイバunka建屋 使用済燃料輸送容器(キヤスク) 保管建屋	放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで
放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周の壁 原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁 原子炉建屋付属棟 タービン建屋 コントロール建屋 廃棄物処理建屋 サービス建屋 固体廃棄物貯蔵庫 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋 サイバunka建屋 使用済燃料輸送容器(キヤスク) 保管建屋	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	炉心支持構造物等の解体が完了するまで 各建屋の管理区域を解除するまで

第2-1表 1号炉 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
燃料取扱機能	キヤスク除染装置（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	使用済燃料輸送容器を 除染する場所として、亀 裂、変形等有意な欠陥が ない状態であること	
臨界防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	燃料集合体を取扱い中、 動力電源が喪失した場合 に燃料集合体が停止 した位置にて保持され る状態であること	1号炉に貯蔵している 新燃料及び使用済燃料 の搬出が完了するまで
燃料落下防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	燃料集合体の取扱い中 に燃料集合体が破損し ないよう正常に動作す る状態であること	
燃料落下防止機能 （炉心内及び炉心と使 用済燃料プールとの間 の燃料取扱機能は除 く。）	原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内）		

第2-2表 2号炉 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
燃料取扱機能	<p>キヤスク除染装置（2号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>燃料取替機（2号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（2号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>	<p>使用済燃料輸送容器を 除染する場所として、亀 裂、変形等有意な欠陥が ない状態であること</p>	
臨界防止機能	<p>燃料取替機（2号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>	<p>燃料集合体を取扱 い中、動力電源が喪失 した場合に燃料集合体 が停止した位置にて保 持される状態であるこ と</p>	2号炉に貯蔵して いる新燃料及び使用済 燃料の搬出が完了する まで
燃料落下防止機能	<p>原子炉建屋クレーン（2号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>	<p>燃料集合体の取扱 い中に燃料集合体が破 損しないよう正常に動 作する状態であること</p>	
燃料落下防止機能 （炉心内及び炉心と使 用済燃料プールとの間 の燃料取扱機能は除 く。）	<p>燃料取替機（2号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>		

第2-3表 3号炉 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
燃料取扱機能	<p>キヤスク除染装置（3号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>燃料取替機（3号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（3号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>	<p>使用済燃料輸送容器を 除染する場所として、亀 裂、変形等有意な欠陥が ない状態であること</p>	
臨界防止機能	<p>燃料取替機（3号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>	<p>燃料集合体を取扱 い中、動力電源が喪失 した場合に燃料集合体 が停止した位置にて保 持される状態であるこ と</p>	3号炉に貯蔵して いる新燃料及び使用済 燃料の搬出が完了する まで
燃料落下防止機能	<p>原子炉建屋クレーン（3号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>	<p>燃料集合体の取扱 い中に燃料集合体が破 損しないよう正常に動 作する状態であること</p>	
燃料落下防止機能 （炉心内及び炉心と使 用済燃料プールとの間 の燃料取扱機能は除 く。）	<p>燃料取替機（3号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>		

第2-4表 4号炉 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
燃料取扱機能	<p>キヤスク除染装置（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内） 原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>	<p>使用済燃料輸送容器を 除染する場所として、亀 裂、変形等有意な欠陥が ない状態であること</p>	
臨界防止機能	<p>燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>	<p>燃料集合体を取扱 い中、動力電源が喪失 した場合に燃料集合体 が停止した位置にて保 持される状態であるこ と</p>	4号炉に貯蔵して いる新燃料及び使用済 燃料の搬出が完了する まで
燃料落下防止機能	<p>原子炉建屋クレーン（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>	<p>燃料集合体の取扱 い中に燃料集合体が破 損しないよう正常に動 作する状態であること</p>	
燃料落下防止機能 （炉心内及び炉心と使 用済燃料プールとの間 の燃料取扱機能は除 く。）	<p>燃料取替機（4号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p>		

第3-1表 1号炉 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
臨界防止機能	新燃料貯蔵施設	燃料集合体等の臨界防止に影響するような変形等有意な損傷がない状態であること	1号炉に貯蔵して完了するまで 1号炉に貯蔵して完了するまで
	使用済燃料貯蔵ラック		
放射線遮蔽機能	使用済燃料プール	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	1号炉に貯蔵して完了するまで
	使用済燃料プール水位を監視する設備	使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低い警報が発信できる状態であること	
水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	使用済燃料プールの漏えいを監視する設備	1号炉に貯蔵して完了するまで
	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	使用済燃料プールの漏えいを監視する設備	
冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	燃料プール冷却浄化系	使用済燃料プールの冷却が可能で運転状態であること	1号炉に貯蔵して完了するまで
	燃料プール冷却浄化系 熱交換器	使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩器に通水できる状態であること	
	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩器	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	
燃料プール水補給機能	復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）		

第3-2表 2号炉 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
臨界防止機能	<p>新燃料貯蔵庫</p> <p>使用済燃料貯蔵ラック</p>	<p>燃料集合体等の臨界防止に影響するような変形等有意な損傷がない状態であること</p>	<p>2号炉に貯蔵して完了するまで</p> <p>2号炉に貯蔵して完了するまで</p>
放射線遮蔽機能	<p>使用済燃料プール</p>	<p>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</p>	
水位及び漏えいの監視機能	<p>使用済燃料貯蔵設備（2号炉原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>使用済燃料プール水位を監視する設備</p> <p>使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備</p>	<p>使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること</p> <p>使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること</p>	<p>2号炉に貯蔵して完了するまで</p>
冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	<p>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</p> <p>燃料プール冷却浄化系 熱交換器</p> <p>燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置</p>	<p>使用済燃料プールの冷却が可能で運転状態であること</p> <p>使用済燃料系の高放射性的な燃料体の被覆が著しく腐食しておおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること</p>	<p>2号炉に貯蔵して完了するまで</p>
燃料プール水補給機能	<p>復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）</p>	<p>内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p>	

第3-3表 3号炉 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
臨界防止機能	<p>新燃料貯蔵庫</p> <p>使用済燃料貯蔵ラック</p>	<p>燃料集合体等の臨界防止に影響するような変形等有意な損傷がない状態であること</p>	<p>3号炉に貯蔵して完了するまで</p> <p>3号炉に貯蔵して完了するまで</p>
放射線遮蔽機能	<p>使用済燃料プール</p>	<p>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</p>	
水位及び漏えいの監視機能	<p>使用済燃料貯蔵設備 (3号炉原子炉建屋原子炉棟内)</p> <p>使用済燃料プール水位を監視する設備</p> <p>使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備</p>	<p>使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること</p> <p>使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること</p>	<p>3号炉に貯蔵して完了するまで</p>
冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	<p>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</p> <p>燃料プール冷却浄化系 熱交換器</p> <p>燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置</p>	<p>使用済燃料プールの冷却が可能で運転状態であること</p> <p>使用済燃料系の高放射性的な燃料体の被覆が著しく腐食しておおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること</p>	<p>3号炉に貯蔵して完了するまで</p>
燃料プール水補給機能	<p>復水貯蔵タンク (補給水ラインを含む。)</p>	<p>内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p>	

第3-4表 4号炉 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
臨界防止機能	新燃料貯蔵庫	燃料集合体等の臨界防止に影響するような変形等有意な損傷がない状態であること	4号炉に貯蔵して完了するまで
	使用済燃料貯蔵ラック		
放射線遮蔽機能	使用済燃料プール	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	4号炉に貯蔵して完了するまで
	使用済燃料プール水位を監視する設備	使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低い警報が発信できる状態であること	
水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備	使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること	4号炉に貯蔵して完了するまで
	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	使用済燃料プールの冷却が可能で運転状態であること	
冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	燃料プール冷却浄化系 熱交換器	使用済燃料の被覆が著しく腐食をおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること	4号炉に貯蔵して完了するまで
	燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置	内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	
燃料プール水補給機能	復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）		

第4-1表 1号炉 気体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射性廃棄物処理機能	排気筒	廃棄物処理建屋換気空調系排気筒	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
	廃棄物処理建屋換気空調系			

第4-2表 2号炉 気体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射性廃棄物処理機能	主排気筒	廃棄物処理建屋換気空調系排気筒	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
	廃棄物処理建屋換気空調系			

第4-3表 3号炉 気体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射性廃棄物処理機能	主排気筒	廃棄物処理建屋換気空調系排気筒	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
	廃棄物処理建屋換気空調系			

第4-4表 4号炉 気体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射性廃棄物処理機能	主排気筒	廃棄物処理建屋換気空調系排気筒	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
	廃棄物処理建屋換気空調系			

第5-1表 1号炉 液体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射性廃棄物処理機能	低電導度廃液系	低電導度廃液受けタンク	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂, 変形等有意な欠陥 がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで
		低電導度廃液収集槽		
		ろ過器供給タンク		
		ろ過装置		
		脱塩器		
		サンプル槽		
	高電導度廃液系	高電導度廃液受タンク		
		高電導度廃液収集タンク		
		蒸留水タンク		
		脱塩器		
		サンプル・タンク		
		貯留槽		
	洗濯廃液系	収集タンク		
		ろ過器		
		ろ過水タンク		
		蒸留水タンク		
		脱塩器		
		サンプル槽		
	除染廃液系	除染廃液受タンク		
		除染廃液収集タンク		
シャワ・ドレン系	シャワ・ドレン受けタンク			
	シャワ・ドレン収集槽			
	ろ過器			
	濃縮装置			
高電導度廃液系	濃縮装置	廃液濃縮処理が可能であるこ と		
洗濯廃液系	濃縮装置			

第5-2表 2号炉 液体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射性廃棄物処理機能	低電導度廃液系	低電導度廃液受けタンク	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂, 変形等有意な欠陥 がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで
		低電導度廃液収集槽		
		ろ過器供給タンク		
		ろ過装置		
		脱塩器		
		サンプル槽		
	高電導度廃液系	高電導度廃液受タンク		
		高電導度廃液収集タンク		
		蒸留水タンク		
		脱塩器		
		サンプル・タンク		
		貯留槽		
	洗濯廃液系	収集タンク		
		ろ過器		
		ろ過水タンク		
		蒸留水タンク		
		脱塩器		
		サンプル槽		
	除染廃液系	除染廃液受タンク		
		除染廃液収集タンク		
シヤワ・ドレン系	シヤワ・ドレン受けタンク			
	シヤワ・ドレン収集槽			
	ろ過器			
	濃縮装置			
高電導度廃液系	濃縮装置	廃液濃縮処理が可能であるこ と		
洗濯廃液系	濃縮装置			

第5-3表 3号炉 液体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射性廃棄物処理機能	低電導度廃液系	低電導度廃液受けタンク	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂, 変形等有意な欠陥 がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで
		低電導度廃液収集槽		
		ろ過器供給タンク		
		ろ過装置		
		脱塩器		
		サンプル槽		
	高電導度廃液系	高電導度廃液受タンク		
		高電導度廃液収集タンク		
		蒸留水タンク		
		脱塩器		
		サンプル・タンク		
		貯留槽		
	洗濯廃液系	収集タンク		
		ろ過器		
		ろ過水タンク		
		蒸留水タンク		
		脱塩器		
		サンプル槽		
	除染廃液系	除染廃液受タンク		
		除染廃液収集タンク		
シヤワ・ドレン系	シヤワ・ドレン受けタンク			
	シヤワ・ドレン収集槽			
	ろ過器			
	濃縮装置			
高電導度廃液系	濃縮装置	廃液濃縮処理が可能であるこ と		
洗濯廃液系	濃縮装置			

第5-4表 4号炉 液体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射性廃棄物処理機能	低電導度廃液系	低電導度廃液受けタンク	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂, 変形等有意な欠陥 がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで
		低電導度廃液収集槽		
		ろ過器供給タンク		
		ろ過装置		
		脱塩器		
		サンプル槽		
	高電導度廃液系	高電導度廃液受タンク		
		高電導度廃液収集タンク		
		蒸留水タンク		
		脱塩器		
		サンプル・タンク		
		貯留槽		
	洗濯廃液系	収集タンク		
		ろ過器		
		ろ過水タンク		
		蒸留水タンク		
		脱塩器		
		サンプル槽		
	除染廃液系	除染廃液受タンク		
		除染廃液収集タンク		
シヤワ・ドレン系	シヤワ・ドレン受けタンク			
	シヤワ・ドレン収集槽			
	ろ過器			
	濃縮装置			
高電導度廃液系	濃縮装置	廃液濃縮処理が可能であるこ と		
洗濯廃液系	濃縮装置			

第6-1表 1号炉 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂, 変形等有意な欠陥 がない状態であること	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽		
	原子炉冷却材浄化系受けタンク		
	燃料プール冷却浄化系受けタンク		
	復水浄化系沈降分離槽		
	復水浄化系受けタンク		
	濃縮廃液タンク		
	濃縮洗濯廃液タンク		
	サイトバンカ		
	固体廃棄物貯蔵庫		
放射性廃棄物処理機能	固化装置	雑固体廃棄物の固化が可能な 状態であること	貯蔵している放射性 固体廃棄物の廃棄が 完了するまで
	減容装置	雑固体廃棄物の圧縮減容が可 能な状態であること	
	乾燥装置	濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な 状態であること	
	雑固体廃棄物焼却設備	雑固体廃棄物の焼却が可能な 状態であること	

第6-2表 2号炉 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂, 変形等有意な欠陥 がない状態であること	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽		
	原子炉冷却材浄化系受けタンク		
	燃料プール冷却浄化系受けタンク		
	復水浄化系沈降分離槽		
	復水浄化系受けタンク		
	濃縮廃液タンク		
	濃縮洗濯廃液タンク		
	サイトバンカ		
	固体廃棄物貯蔵庫		
放射性廃棄物処理機能	固化装置	雑固体廃棄物の固化が可能な 状態であること	貯蔵している放射性 固体廃棄物の廃棄が 完了するまで
	乾燥装置	濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な 状態であること	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで
	雑固体廃棄物焼却設備	雑固体廃棄物の焼却が可能な 状態であること	

第6-3表 3号炉 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂、変形等有意な欠陥 がない状態であること	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽		
	原子炉冷却材浄化系受けタンク		
	燃料プール冷却浄化系受けタンク		
	復水浄化系沈降分離槽		
	復水浄化系受けタンク		
	濃縮廃液タンク		
	濃縮洗濯廃液タンク		
	サイトバンカ		
	固体廃棄物貯蔵庫		
放射性廃棄物処理機能	固化装置	雑固体廃棄物の固化が可能な 状態であること	貯蔵している放射性 固体廃棄物の廃棄が 完了するまで
	減容装置	雑固体廃棄物の圧縮減容が可 能な状態であること	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで
	乾燥装置	濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な 状態であること	
	雑固体廃棄物焼却設備	雑固体廃棄物の焼却が可能な 状態であること	

第6-4表 4号炉 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂、変形等有意な欠陥 がない状態であること	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽		
	原子炉冷却材浄化系受けタンク		
	燃料プール冷却浄化系受けタンク		
	復水浄化系沈降分離槽		
	復水浄化系受けタンク		
	濃縮廃液タンク		
	濃縮洗濯廃液タンク		
	サイトバンカ		
	固体廃棄物貯蔵庫		
放射性廃棄物処理機能	固化装置	雑固体廃棄物の固化が可能な 状態であること	貯蔵している放射性 固体廃棄物の廃棄が 完了するまで
	減容装置	雑固体廃棄物の圧縮減容が可 能な状態であること	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで
	乾燥装置	濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な 状態であること	
	雑固体廃棄物焼却設備	雑固体廃棄物の焼却が可能な 状態であること	

第7-1表 1号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (a) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射線監視機能	エリア放射線モニタリング設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで
		放射性廃棄物の廃棄設備		

第7-2表 2号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (a) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射線監視機能	エリア放射線モニタリング設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで
		放射性廃棄物の廃棄設備		

第7-3表 3号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (a) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射線監視機能	エリア放射線モニタリング設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで
		放射性廃棄物の廃棄設備		

第7-4表 4号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (a) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射線監視機能	エリア放射線モニタリング設備	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで
		放射性廃棄物の廃棄設備		

第8-1表 1号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (b) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	プロセス放射線 モニタリング設備	原子炉補機冷却水モニタ	放射性物質の濃度を測定でき る状態であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること	原子炉補機冷却系の 供用が終了するまで 放射性廃棄物の処理 が完了するまで
		廃棄物処理補機冷却水モニタ		

第8-2表 2号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (b) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	プロセス放射線 モニタリング設備	原子炉補機冷却水モニタ	放射性物質の濃度を測定でき る状態であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること	原子炉補機冷却系の 供用が終了するまで 放射性廃棄物の処理 が完了するまで
		廃棄物処理補機冷却水モニタ		

第8-3表 3号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (b) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	プロセス放射線 モニタリング設備	原子炉補機冷却水モニタ	放射性物質の濃度を測定でき る状態であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること	原子炉補機冷却系の 供用が終了するまで 放射性廃棄物の処理 が完了するまで
		廃棄物処理補機冷却水モニタ		

第8-4表 4号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (b) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	プロセス放射線 モニタリング設備	原子炉補機冷却水モニタ	放射性物質の濃度を測定でき る状態であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること	原子炉補機冷却系の 供用が終了するまで 放射性廃棄物の処理 が完了するまで
		廃棄物処理補機冷却水モニタ		

第9-1表 1号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (c) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	固定モニタリング設備	空間線量率を測定できる状態であること	すべての管理区域を 解除するまで
		警報設定値において警報が発信できる状態であること	
	環境モニタリング 設備	放射線物質濃度を測定できる状態であること	
		空間線量率を測定できる状態であること	
放射能観測車	風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで	
気象観測設備			

第9-2表 2号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (c) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	固定モニタリング設備	空間線量率を測定できる状態であること	すべての管理区域を 解除するまで
		警報設定値において警報が発信できる状態であること	
	環境モニタリング 設備	放射線物質濃度を測定できる状態であること	
		空間線量率を測定できる状態であること	
放射能観測車	風向及び風速, 降雨量, 大気温度を観測できる状態であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで	
気象観測設備			

第9-3表 3号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (c) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	固定モニタリング設備	空間線量率を測定できる状態 であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること	すべての管理区域を 解除するまで
		放射線物質濃度を測定できる 状態であること	
	環境モニタリング 設備	空間線量率を測定できる状態 であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで
	放射能観測車 気象観測設備	風向及び風速, 降雨量, 大気温 度を観測できる状態であるこ と	

第9-4表 4号炉 発電用原子炉施設内外の放射線監視 (c) に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	固定モニタリング設備	空間線量率を測定できる状態 であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること	すべての管理区域を 解除するまで
		放射線物質濃度を測定できる 状態であること	
	環境モニタリング 設備	空間線量率を測定できる状態 であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで
	放射能観測車 気象観測設備	風向及び風速, 降雨量, 大気温 度を観測できる状態であるこ と	

第10-1表 1号炉 環境への放射性物質の放出管理に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	液体廃棄物処理系排水モニタ	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
	排気筒モニタ		
	廃棄物処理建家換気空調系排気筒モニタ		
	焼却設備排ガスモニタ		
	サイトバンカ建屋排気モニタ		

第10-2表 2号炉 環境への放射性物質の放出管理に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	液体廃棄物処理系排水モニタ	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
	主排気筒モニタ		
	廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ		
	焼却設備排ガスモニタ		
	サイトバンカ建屋排気モニタ		

第10-3表 3号炉 環境への放射性物質の放出管理に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	プロセス放射線 モニタリング設備	液体廃棄物処理系排水モニタ	放射性物質の濃度を測定でき る状態であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで
		主排気筒モニタ		
		廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニ タ		
		焼却設備排ガスモニタ		
		サイトバンカ建屋排気モニタ		

第10-4表 4号炉 環境への放射性物質の放出管理に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
放射線監視機能 放出管理機能	プロセス放射線 モニタリング設備	液体廃棄物処理系排水モニタ	放射性物質の濃度を測定でき る状態であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで
		主排気筒モニタ		
		廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニ タ		
		焼却設備排ガスモニタ		
		サイトバンカ建屋排気モニタ		

第11-1表 1号炉 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線監視機能	試料分析関係設備	放射能測定ができる状態であること	
	個人管理用測定設備及び測定機器	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	
	放射線サーベイ機器	線量当量，線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで
	放射線計測器の校正設備	放射線計測器の校正ができる状態であること	
	出入管理関係設備	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	

第11-2表 2号炉 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線監視機能	試料分析関係設備	放射能測定ができる状態であること	
	個人管理用測定設備及び測定機器	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	
	放射線サーベイ機器	線量当量，線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること	
	放射線計測器の校正設備	放射線計測器の校正ができる状態であること	
	出入管理関係設備	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで

第11-3表 3号炉 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線監視機能	試料分析関係設備	放射能測定ができる状態であること	
	個人管理用測定設備及び測定機器	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	
	放射線サーベイ機器	線量当量，線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで
	放射線計測器の校正設備	放射線計測器の校正ができる状態であること	
	放射線管理機能	出入管理関係設備	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること

第11-4表 4号炉 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
放射線監視機能	試料分析関係設備	放射能測定ができる状態であること	
	個人管理用測定設備及び測定機器	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	
	放射線サーベイ機器	線量当量，線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること	
	放射線計測器の校正設備	放射線計測器の校正ができる状態であること	
	出入管理関係設備	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで

第12-1表 1号炉 換気空調系に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能 (1/2)

機能	性能維持施設		性能	維持期間
換気機能	原子炉建家原子炉棟換気空調系	給気ファン	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建家の管理区域を解除するまで
		排気ファン		
		給気フィルタ		
		排気フィルタ		
	タービン建家換気空調系	給気ファン		
		排気ファン		
		給気フィルタ		
		排気フィルタ		
	運転床換気系	給気ファン		
		排気ファン		
		給気フィルタ		
		排気フィルタ		
	廃棄物処理建家換気空調系	給気ファン		
		排気ファン		
		給気フィルタ		
		排気フィルタ		
廃棄物処理室換気系	給気ファン			
	排気ファン			
	給気フィルタ			
	排気フィルタ			
原子炉建家付属棟廃棄物受けタンク室換気空調系	給気ファン			
	排気ファン			
	給気フィルタ			
	排気フィルタ			

第12-1表 1号炉 換気空調系に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能 (2/2)

機能	性能維持施設		性能	維持期間
換気機能	活性炭式希ガス・ホルムアルデヒドアップ装置 家庭換気空調系	給気ファン	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建家の管理区域を解除するまで
		排気ファン		
		給気フィルタ		
		排気フィルタ		
	サイトバンカ建屋換気空調系	給気ファン		
		排気ファン		
		給気フィルタ		
		排気フィルタ		

第12-2表 2号炉 換気空調系に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能 (1/2)

機能	性能維持施設		性能	維持期間
換気機能	原子炉建屋原子炉棟換気空調系	給気ファン	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで
		排気ファン		
		給気フィルタ		
		排気フィルタ		
	タービン建屋換気空調系	給気ファン		
		排気ファン		
		給気フィルタ		
		排気フィルタ		
	運転床換気空調系	給気ファン		
		排気ファン		
		給気フィルタ		
		排気フィルタ		
	ランドリ・センタ換気空調系	給気ファン		
		排気ファン		
		給気フィルタ		
		排気フィルタ		
廃棄物処理建屋換気空調系	給気ファン			
	排気ファン			
	給気フィルタ			
	排気フィルタ			
原子炉建屋付属棟換気空調系	給気ファン			
	排気ファン			
	給気フィルタ			
	排気フィルタ			

第12-2表 2号炉 換気空調系に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能 (2/2)

機能	性能維持施設		性能	維持期間
換気機能	サイバトンカ建屋換気空調系	給気ファン	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで
		排気ファン		
		給気フィルタ		
		排気フィルタ		

第 1 2 - 3 表 3 号炉 換気空調系に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間	
換気機能	原子炉建屋原子炉棟換気空調系	給気ファン	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	
		排気ファン			
		給気フィルタ			
		排気フィルタ			
	タービン建屋換気空調系	給気ファン			
		排気ファン			
		給気フィルタ			
		排気フィルタ			
		廃棄物処理建屋換気空調系			給気ファン
					排気ファン
	原子炉建屋付属棟換気空調系	給気フィルタ			
		排気フィルタ			
		給気ファン			
		排気ファン			
		給気フィルタ			
		排気フィルタ			
	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋換気空調系	給気ファン			
		排気ファン			
給気フィルタ					
排気フィルタ					
サイトバンカ建屋換気空調系	給気ファン				
	排気ファン				
	給気フィルタ				
	排気フィルタ				

第12-4表 4号炉 換気空調系に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間	
換気機能	原子炉建屋原子炉棟換気空調系	給気ファン	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建屋の管理区域を解除するまで	
		排気ファン			
		給気フィルタ			
		排気フィルタ			
	タービン建屋換気空調系	給気ファン			
		排気ファン			
		給気フィルタ			
		排気フィルタ			
	廃棄物処理建屋換気空調系	廃棄物処理建屋換気空調系			給気ファン
					排気ファン
	原子炉建屋付属棟換気空調系	給気フィルタ			
		排気フィルタ			
		給気ファン			
		排気ファン			
	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋換気空調系	給気フィルタ			
		排気ファン			
給気ファン					
排気フィルタ					
サイトバンカ建屋換気空調系	給気ファン				
	排気ファン				
	給気フィルタ				
	排気フィルタ				

第13-1表 1号炉 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
電源供給機能	ディーゼル発電機	非常用交流高圧電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで
	蓄電池（所内用）	直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで

第13-2表 2号炉 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
電源供給機能	非常用ディーゼル発電機	非常用交流高圧電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで
	蓄電池（所内用）	直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで

第13-3表 3号炉 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
電源供給機能	非常用ディーゼル発電機	非常用交流高圧電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで
	蓄電池（所内用）	直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで

第13-4表 4号炉 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
電源供給機能	非常用ディーゼル発電機	非常用交流高圧電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで
	蓄電池（所内用）	直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで

第14-1表 1号炉 補機冷却系に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
補機冷却機能	原子炉補機冷却系	第一中間ループ循環ポンプ	性能維持施設（燃料プール冷却浄化系）へ冷却水を供給できる状態であること
		第二中間ループ循環ポンプ	性能維持施設（原子炉補機冷却系第一中間ループ）へ冷却水を供給できる状態であること
		海水ポンプ	性能維持施設（原子炉補機冷却系二次熱交換器）へ海水を供給できる状態であること
		一次熱交換器	性能維持施設（燃料プール冷却浄化系）へ冷却水を供給できる状態であること
		二次熱交換器	性能維持施設（原子炉補機冷却系第一中間ループ）へ冷却水を供給できる状態であること

第14-2表 2号炉 補機冷却系に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
補機冷却機能	原子炉補機冷却系	第二中間ループ循環ポンプ	性能維持施設（燃料プール冷却浄化系）へ冷却水を供給できる状態であること	2号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで
		海水ポンプ	性能維持施設（原子炉補機冷却系二次熱交換器）へ海水を供給できる状態であること	
		二次熱交換器	性能維持施設（燃料プール冷却浄化系）へ冷却水を供給できる状態であること	

第14-3表 3号炉 補機冷却系に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
補機冷却機能	原子炉補機冷却系	第二中間ループ循環ポンプ	性能維持施設（燃料プール冷却浄化系）へ冷却水を供給できる状態であること	3号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで
		海水ポンプ	性能維持施設（原子炉補機冷却系二次熱交換器）へ海水を供給できる状態であること	
		二次熱交換器	性能維持施設（燃料プール冷却浄化系）へ冷却水を供給できる状態であること	

第14-4表 4号炉 補機冷却系に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設		性能	維持期間
補機冷却機能	原子炉補機冷却系	第二中間ループ循環ポンプ	性能維持施設（燃料プール冷却浄化系）へ冷却水を供給できる状態であること	4号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで
		海水ポンプ	性能維持施設（原子炉補機冷却系二次熱交換器）へ海水を供給できる状態であること	
		二次熱交換器	性能維持施設（燃料プール冷却浄化系）へ冷却水を供給できる状態であること	

第15-1表 1号炉 照明設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
照明機能	非常用照明	商用電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで

第15-2表 2号炉 照明設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
照明機能	非常用照明	商用電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで

第15-3表 3号炉 照明設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
照明機能	非常用照明	商用電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで

第15-4表 4号炉 照明設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
照明機能	非常用照明	商用電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで

第16-1表 1号炉 消火装置に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
消火機能	ろ過水タンク	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂, 変形等有意な欠陥 がない状態であること	各建家の各エリアに設 置されている設備の供 用が終了するまで
	消火ポンプ	消火栓から放水できる状態 であること	
	ディーゼル駆動の消火ポンプ		
	ホース置き場		
	移動形のCO ₂ 消火器	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂, 変形等有意な欠陥 がない状態であること	

第16-2表 2号炉 消火装置に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
消火機能	火災報知設備	火災感知及び警報機能に影響 するよ うな有意な損傷がない 状態であること	各建屋の各エリアに設 置されている設備の供 用が終了するまで
	消火栓設備	消火栓から放水できる状態 であること	
	炭酸ガス消火設備	内包する物質が漏えいするよ うな亀裂, 変形等有意な欠陥 がない状態であること	
	泡消火設備		
	消火器消火設備		

第16-3表 3号炉 消火装置に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
消火機能	火災報知設備	火災感知及び警報機能に影響するような有意な損傷がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで
	消火栓設備	消火栓から放水できる状態であること	
	炭酸ガス消火設備	内包する物質が漏えいするような亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	
	泡消火設備		
	消火器消火設備		

第16-4表 4号炉 消火装置に係る性能維持施設の維持すべき機能・性能

機能	性能維持施設	性能	維持期間
消火機能	火災報知設備	火災感知及び警報機能に影響するような有意な損傷がない状態であること	各建屋の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで
	消火栓設備	消火栓から放水できる状態であること	
	炭酸ガス消火設備	内包する物質が漏えいするような亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	
	泡消火設備		
	消火器消火設備		

第17-1表 1号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (1/8)

性能維持施設		機能・維持台数					備考		
施設区分	設備等 の区分	設備(建家)区分	運転中	設置台数	長期停止中 の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1	
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	<放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式	1式	<放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
		原子炉格納容器外周の壁		1式	1式		1式		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機(1号炉原子炉建家原子炉棟内)	<燃料取扱機能> <臨界防止機能> <燃料落下防止機能> 炉心燃料の取替, 新燃料受入, 使用済燃料の搬出作業等において, 核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	1台	<燃料取扱機能> <臨界防止機能> <燃料落下防止機能> 新燃料及び使用済燃料の搬出作業において, 核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	<ul style="list-style-type: none"> 取扱範囲の縮小 炉心から全燃料が取り出され, 再装荷しないことから, 炉心内及び炉心と使用済燃料プールとの間の燃料取扱機能は維持しない。 	
		原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家原子炉棟内)	<燃料取扱機能> <燃料落下防止機能> 新燃料受入, 使用済燃料の搬出作業等において, 核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	1台	<燃料取扱機能> <燃料落下防止機能> 新燃料及び使用済燃料の搬出作業において, 核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台		<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		キャスク除染装置(1号炉原子炉建家原子炉棟内)	<燃料取扱機能> 使用済燃料輸送容器の除染を行う機能	1式	1式	<燃料取扱機能> 使用済燃料輸送容器の除染を行う機能	1式		
核燃料物質貯蔵設備	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵施設	<臨界防止機能> 新燃料を新燃料貯蔵ラックに貯蔵し, 適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能	1式	1式	<臨界防止機能> 新燃料を新燃料貯蔵ラックに貯蔵し, 適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	

※1: 維持台数以上の台数を供用する場合, 定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて, 定期事業者検査を受検する。

第17-1表 1号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較（2/8）

施設区分	設備等の区分	性能維持施設				機能・維持台数				備考
		設備(建家)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数※1			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備(1号炉原子炉建家原子炉棟内)	使用済燃料プール	〈放射線遮蔽機能〉 使用済燃料プールの水位を適切に保ち、使用済燃料からの放射線を遮蔽する機能	1式	1式	1式	1式	• 運転中との差異なし	
				〈臨界防止機能〉 新燃料及び使用済燃料を使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能	1式	1式	1式	• 運転中との差異なし		
			使用済燃料プール水位を監視する設備	〈水位及び漏えいの監視機能〉 使用済燃料プールの水位及び使用済燃料の健全性を確保する機能	1式	1式	1式	• 運転中との差異なし		
				使用済燃料プールの漏えいを監視する設備	1式	1式	1式	• 運転中との差異なし		
			燃料プール冷却浄化系ポンプ	燃料プール冷却浄化系熱交換器	燃料プール冷却浄化系	2台	1台	1台	1台	• 台数の低減 廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料が発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分に冷えており、設備の故障時に時間的余裕(使用済燃料プールの水温度が施設運用上の基準(65℃)に達するまでの期間として約5日)があることから、機能維持に必要な台数は1系統となる。
					燃料プール冷却浄化系	2基	2基	2基	2基	
					燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	2台	1台	1台	1台	
					復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)	1基	1基	1基	1基	• 運転中との差異なし 廃止措置段階では原子炉の運転を行わないことから、原子炉冷却材の補給は行わない。

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-1表 1号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (3/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数					備考		
	設備等の区分	設備(建家)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数 ※1			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気筒	<放射性廃棄物処理機能> 放射性気体廃棄物を処理する機能	1基	1基	1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性気体廃棄物を処理する機能	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 原子炉は停止しており, 復水器から発生する放射性気体廃棄物の処理機能は不要 	
		低電導度廃液系	低電導度廃液受けタンク	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	3基	3基	3基	<放射性液体廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	3基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
	液体廃棄物の廃棄設備	高電導度廃液系	高電導度廃液受けタンク	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	4基	4基	4基	<放射性液体廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	4基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		除染廃液系	除染廃液受けタンク	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	2基	2基	2基	<放射性液体廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	2基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-1表 1号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較（4/8）

施設区分	設備等の区分	性能維持施設				機能・維持台数				備考
		設備(建家)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数※1			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系受けタンク	<放射性廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1基	1基	<放射性固体廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1基	1基	• 運転中との差異なし	
		燃料プール冷却浄化系受けタンク	<放射性廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1基	1基	<放射性固体廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1基	1基	• 運転中との差異なし	
		復水浄化系受けタンク	<放射性廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1基	1基	<放射性固体廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1基	1基	• 運転中との差異なし	
		減容装置	<放射性廃棄物処理機能> <放射性固体廃棄物を処理する機能	1基	1基	<放射性廃棄物処理機能> <放射性固体廃棄物を処理する機能	1基	1基	• 運転中との差異なし	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア放射線モニタリング設備(1号炉原子炉建家内及び制御室内)	<放射線監視機能> <核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設, 中央制御室内の線量当量率を監視する機能	7台	7台	<放射線監視機能> <核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設, 中央制御室内の線量当量率を監視する機能	7台	7台	• 運転中との差異なし 運転停止に伴い, 監視エリアを縮小	
		原子炉補機冷却水モニタ	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1台	1台	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1台	1台	• 運転中との差異なし	
		排気筒モニタ	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	2台	2台	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	2台	2台	• 運転中との差異なし	
		プロセス放射線モニタリング設備								

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-1表 1号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (5/8)

施設区分	設備等の区分	性能維持施設				機能・維持台数				備考
		設備(建家)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数 ※1			
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家原子炉棟	<p><放射性物質漏えい防止機能> 内部を負圧に保つことにより、格納容器から放射性物質の漏えいがあってもこれが発電所周辺に直接飛散されることを防止する機能</p>	1式	1式	<p><放射性物質漏えい防止機能> 外部への放射性物質が漏えいすることを防止する機能</p>	1式	<p>気密性に係る機能不要 放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能は維持するが、廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び燃料落下事故時において非常用ガス処理系を用いなくても環境に与える影響は小さいと評価しているため、事故時における非常用ガス処理系を用いた原子炉建家原子炉棟の気密性に係る機能の維持はしない。</p>		
		原子炉建家原子炉棟側面のコンクリート壁	<p><放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能</p>	1式	1式	<p><放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 		
原子炉建家原子炉棟換気空調系	その他の主要な事項	給気ファン	<p><換気機能> 原子炉建家原子炉棟の換気を行う機能</p>	2台	2台	<p><換気機能> 原子炉建家原子炉棟の換気を行う機能</p>	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 		
		排気ファン		2台	2台		1台			
		給気フィルタ		1台	1台		1台			
		排気フィルタ		1台	1台		1台			
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池(所内用)	<p><電源供給機能> 発電所の安全のため常に確実に必要な電源を必要とするものに対して電力を供給する機能</p>	3組	3組	<p><電源供給機能> 商用電源を喪失した際に必要な電源供給機能</p>	1組	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減他 全交流電源が喪失した場合でも原子炉を完全に停止し、停止後に原子炉の冷却を確保するのに十分な容量として、蓄電池の設備容量は約4,500Ah(10時間率)が2組、約1,400Ah(10時間率)が1組である。 廃止措置段階では、非常用動力負荷等に電力を供給する必要はなく、蓄電池に要求される負荷容量は約216Ah(10時間率)である。 蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、3組のうち廃止措置における電源供給に必要な約1,400Ah(10時間率)1組を維持する。 		

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-1表 1号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (6/8)

性能維持施設		機能・維持台数				廃止措置期間中	維持台数 ※1	備考	
施設区分	設備(建家)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数					
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	運転床換気系 給気ファン	2台	1台	1台	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 運転床換気系給気ファン2台のうち、1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要であり1台を維持する。 運転床換気系排気ファン2台のうち、1台は予備であり、給気ファンと同様予備機は不要であり1台を維持する。 運転床換気系排気フィルタ2台のうち1台を維持する。 		
		運転床換気系 排気ファン	2台	1台	1台	1台			
		運転床換気系 給気フィルタ	1台	1台	1台	1台			
		運転床換気系 排気フィルタ	2台	1台	1台	1台			
		タービン建家換気空調系	その他の主要な事項	タービン建家換気空調系	3台	2台	2台	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 運転床外換気系給気ファン3台のうち、1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。 運転床外換気系排気ファン3台のうち、1台は予備であり、給気ファンと同様予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。
				タービン建家換気空調系	3台	2台	2台	1台	
				タービン建家換気空調系	1台	1台	1台	1台	
				タービン建家換気空調系	1台	1台	1台	1台	
				タービン建家換気空調系	1台	1台	1台	1台	
				タービン建家換気空調系	1台	1台	1台	1台	
その他主要施設	建物及び構築物	原子炉建家付属棟	1式	1式	1式	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 		
		タービン建家	1式	1式	1式	1式			
		活性ガス・ホールドアップ装置建家	1式	1式	1式	1式			

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-1表 1号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較（7/8）

性能維持施設		機能・維持台数						備考	
施設区分	設備等の区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数※1			
その他主要施設	原子炉建家付属棟廃棄物受けタンク室換気空調系	給気ファン	<換気機能> 原子炉建家付属棟の換気を行う機能	2台	1台	<換気機能> 原子炉建家付属棟の換気を行う機能	1台	・ 台数の低減 給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 排気フィルタ2台のうち1台を維持する。	
		排気ファン		2台	1台		1台		
		給気フィルタ		1台	1台		1台		
		排気フィルタ		2台	1台		1台		
	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家換気空調系	給気ファン	<換気機能> 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家の換気を行う機能	2台	1台	<換気機能> 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家の換気を行う機能	1台		・ 台数の低減 給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 排気フィルタ2台のうち1台を維持する。
		排気ファン		2台	1台		1台		
		給気フィルタ		1台	1台		1台		
		排気フィルタ		2台	1台		1台		

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-1表 1号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (8/8)

性能維持施設		機能・維持台数				備考		
施設区分	設備(建家)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1	
その他主要施設	発電所補助系	原子炉補機冷却系	第一中間ループ循環ポンプ	2台	1台	<補機冷却機能> 原子炉補機を冷却する機能	1台	・ 台数の低減他 通常運転時には、負荷に応じ第一中間ループ循環ポンプ1台、第二中間ループ循環ポンプ2台、海水ポンプ2台、一次熱交換器1基、二次熱交換器2基を常時運転、それぞれ1台を予備とし、燃料プール冷却浄化系熱交換器等を冷却している。第一中間ループ循環ポンプの容量は1台当たり720m ³ /h、第二中間ループ循環ポンプの容量は1台当たり1,200m ³ /hである。廃止措置段階では、性能維持施設等で必要な負荷流量の合計は、第一中間ループ約360m ³ /h、第二中間ループ約1,100m ³ /hであり、第一中間ループ循環ポンプ及び第二中間ループ循環ポンプ1台で必要流量を確保できる。冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、第一中間ループ循環ポンプ2台、第二中間ループ循環ポンプ3台のうち1台を維持する。
			第二中間ループ循環ポンプ	3台	1台		1基	
その他主要施設	照明設備	非常用照明	ホース置き場	1式	1式	<照明機能> 商用電源喪失時における照明機能	1式	・ 運転中との差異なし
			移動形のCO ₂ 消火器	1式	1式		1式	
その他主要施設	消防装置	消火装置	ホース置き場	1式	1式	<消火機能> 各建家に対して消火する機能	1式	・ 運転中との差異なし
			移動形のCO ₂ 消火器	1式	1式		1式	

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-2表 2号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (1/8)

性能維持施設		機能・維持台数					備考
施設区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数※1	
原子炉本体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	<放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式	1式	<放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
	原子炉格納容器外周の壁		1式	1式		1式	
核燃料物質取扱設備	燃料取替機(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	<燃料取扱機能> <臨界防止機能> <燃料落下防止機能> 炉心燃料の取替, 新燃料受入, 使用済燃料の搬出作業等において, 核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	1台	<燃料取扱機能> <臨界防止機能> <燃料落下防止機能> 新燃料及び使用済燃料の搬出作業において, 核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	<ul style="list-style-type: none"> 取扱範囲の縮小 炉心から全燃料が取り出され, 再装荷しないことから, 炉心内及び炉心と使用済燃料プールとの間の燃料取扱機能は維持しない。
	原子炉建屋クレーン(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	<燃料取扱機能> <燃料落下防止機能> 新燃料受入, 使用済燃料の搬出作業等において, 核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	1台	<燃料取扱機能> <燃料落下防止機能> 新燃料及び使用済燃料の搬出作業において, 核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	
	キャスク除染装置(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	<燃料取扱機能> 使用済燃料輸送容器の除染を行う機能	1式	1式	<燃料取扱機能> 使用済燃料輸送容器の除染を行う機能	1式	
核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	<臨界防止機能> 新燃料を新燃料貯蔵ラックに貯蔵し, 適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能	1式	1式	<臨界防止機能> 新燃料を新燃料貯蔵ラックに貯蔵し, 適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし

※1: 維持台数以上の台数を供用する場合, 定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて, 定期事業者検査を受検する。

第17-2表 2号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (2/8)

施設区分	設備等の区分	性能維持施設				機能・維持台数				備考
		設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数※1			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋原子炉棟内)	使用済燃料プール	<p><放射線遮蔽機能> 使用済燃料プールの水位を適切に保ち、使用済燃料からの放射線を遮蔽する機能</p>	1式	1式	<p><放射線遮蔽機能> 使用済燃料プールの水位を適切に保ち、使用済燃料からの放射線を遮蔽する機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
			使用済燃料貯蔵ラック	<p><臨界防止機能> 新燃料及び使用済燃料を使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能</p>	1式	1式	<p><臨界防止機能> 新燃料及び使用済燃料を使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
			使用済燃料プール水位を監視する設備	<p><水位及び漏えいの監視機能> 使用済燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用済燃料の健全性を確保する機能</p>	1式	1式	<p><水位及び漏えいの監視機能> 使用済燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用済燃料の健全性を確保する機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
			使用済燃料プールの漏えいを監視する設備	<p><水位及び漏えいの監視機能> 使用済燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用済燃料の健全性を確保する機能</p>	1式	1式	<p><水位及び漏えいの監視機能> 使用済燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用済燃料の健全性を確保する機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
			燃料プール冷却浄化系ポンプ	<p><冷却浄化機能> 燃料プール水補給機能</p>	2台	1台	<p><冷却浄化機能> 燃料プール水補給機能</p>	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料が発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分に冷えており、設備の故障時に時間的余裕(使用済燃料プールの水温度が施設運用上の基準(65℃)に達するまでの期間として約6日)があることから、機能維持に必要な台数は1系統となる。 	
			燃料プール冷却浄化系熱交換器	<p><冷却浄化機能> 燃料プール水補給機能</p>	2基	2基	<p><冷却浄化機能> 燃料プール水補給機能</p>	2基	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料が発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分に冷えており、設備の故障時に時間的余裕(使用済燃料プールの水温度が施設運用上の基準(65℃)に達するまでの期間として約6日)があることから、機能維持に必要な台数は1系統となる。 	
			燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置	<p><冷却浄化機能> 燃料プール水補給機能</p>	2台	1台	<p><冷却浄化機能> 燃料プール水補給機能</p>	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料が発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分に冷えており、設備の故障時に時間的余裕(使用済燃料プールの水温度が施設運用上の基準(65℃)に達するまでの期間として約6日)があることから、機能維持に必要な台数は1系統となる。 	
			復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)	<p><燃料プール水補給機能> 原子炉冷却材、使用済燃料プール水を補給するための水源</p>	1基	1基	<p><燃料プール水補給機能> 使用済燃料プール水を補給するための水源</p>	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 廃止措置段階では原子炉の運転を行わないことから、原子炉冷却材の補給は行わない。 	

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-2表 2号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (3/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数					備考	
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数 ※1		
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	主排気筒	<放射性廃棄物処理機能> 放射性気体廃棄物を処理する機能	1基	1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性気体廃棄物を処理する機能	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 原子炉は停止しており、復水器から発生する放射性気体廃棄物の処理機能は不要 	
			液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液受取タンク	2基	2基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	2基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
				高電導度廃液受取タンク	4基	4基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	4基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
	固体廃棄物の廃棄設備	除染廃液受取タンク	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	2基	2基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	2基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
			原子炉冷却材浄化系受けタンク	1基	1基	<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
			燃料プール冷却浄化系受けタンク	1基	1基	<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
		復水浄化系受けタンク	2基	2基	<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	2基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 		

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-2表 2号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較（4/8）

性能維持施設		機能・維持台数					備考		
施設区分	設備等 の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止 の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1	
放射線管理施設	屋内管理用の 主要な設備	エリア放射線モニタリング設備(2号炉原子炉建屋内及び中央制御室内)	＜放射線監視機能＞ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設, 中央制御室内の線量当量率を監視する機能	9台	9台	9台	＜放射線監視機能＞ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設, 中央制御室内の線量当量率を監視する機能	9台	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 運転停止に伴い, 監視エリアを縮小
		プロセス放射線モニタリング設備	＜放射線監視機能＞ ＜放出管理機能＞ 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1台	1台	1台	＜放射線監視機能＞ ＜放出管理機能＞ 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1台	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
原子炉格納施設	屋外管理用の 主要な設備	主排気筒モニタ	＜放射線監視機能＞ ＜放出管理機能＞ 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	2台	2台	2台	＜放射線監視機能＞ ＜放出管理機能＞ 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	2台	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		原子炉建屋原子炉棟	＜放射性物質漏えい防止機能＞ 内部を負圧に保つことにより, 格納容器から放射性物質の漏えいがあってもこれが発電所周辺に直接飛散されることを防止する機能	1式	1式	1式	＜放射性物質漏えい防止機能＞ 外部への放射性物質が漏えいすることを防止する機能	1式	<ul style="list-style-type: none"> 気密性に係る機能不要 放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能は維持するが, 廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び燃料落下事故時において非常用ガス処理系を用いなくても環境に与える影響は小さいと評価しているため, 事故時に与える非常用ガス処理系を用いた原子炉建屋原子炉棟の気密性に係る機能の維持はしない。
	その他の 主要な事項	原子炉建屋原子炉棟側面の コンクリート壁	＜放射線遮蔽機能＞ 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式	1式	1式	＜放射線遮蔽機能＞ 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし

※1：維持台数以上の台数を供用する場合, 定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて, 定期事業者検査を受検する。

第17-2表 2号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (5/8)

施設区分	設備等の区分	性能維持施設				機能・維持台数				備考
		設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数※1			
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池 (所内用)	<電源供給機能> 発電所の安全のため常に確実に なる電源を必要とするもの に対して電力を供給する機能	3組	3組	<電源供給機能> 商用電源を喪失した際に必要 な電源供給機能	1組	・ 台数の低減他 全交流電源が喪失した場合でも原子炉を安全に停止し、停止後に原子炉の冷却を確保するのに十分な容量として、蓄電池の設備容量は約4,500Ah(10時間率)が1組、約4,000Ah(10時間率)が1組、約1,400Ah(10時間率)が1組である。 廃止措置段階では、非常用動力負荷等に電力を供給する必要はなく、蓄電池に要求される負荷容量は約207Ah(10時間率)である。 蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、3組のうち廃止措置における電源供給に必要な約1,400Ah(10時間率)1組を維持する。		
				2台	2台		1台		1台	
				2台	2台		1台		1台	
				2台	2台		1台		1台	
	その他の主要な事項	原子炉建屋原子炉棟換気空調系	<換気機能> 原子炉建屋原子炉棟の換気を行う機能	2台	2台	<換気機能> 原子炉建屋原子炉棟の換気を行う機能	1台	・ 台数の低減 給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 排気フィルタ2台のうち1台を維持する。		
				2台	2台		1台		1台	
				2台	2台		1台		1台	
				2台	2台		1台		1台	
その他の主要な事項	原子炉建屋付属棟換気空調系	<換気機能> 原子炉建屋原子炉棟の換気を行う機能	2台	2台	<換気機能> 原子炉建屋原子炉棟の換気を行う機能	1台	・ 台数の低減 給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 排気フィルタ2台のうち1台を維持する。			
			2台	2台		1台		1台		
			2台	2台		1台		1台		
			2台	2台		1台		1台		

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-2表 2号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (6/8)

施設区分	設備等の区分	性能維持施設				機能・維持台数				備考
		設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数 ※1			
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	運転床換気空調系 給気ファン	〈換気機能〉 タービン建屋の換気を行う機能	2台	1台	1台	1台	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 運転床換気空調系給気ファン2台のうち、1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要であり1台を維持する。 運転床換気空調系排気ファン2台のうち、1台は予備であり、給気ファンと同様予備機は不要であり1台を維持する。 運転床換気空調系排気フィルタ2台のうち1台を維持する。 	
		運転床換気空調系 排気ファン		2台	1台	1台	1台			
		運転床換気空調系 給気フィルタ		1台	1台	1台	1台			
		運転床換気空調系 排気フィルタ		2台	1台	1台	1台			
	その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋換気空調系 給気ファン	〈換気機能〉 タービン建屋の換気を行う機能	3台	2台	2台	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 運転床外換気空調系給気ファン3台のうち、1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。 運転床外換気空調系排気ファン3台のうち、1台は予備であり、給気ファンと同様予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。 	
			タービン建屋換気空調系 排気ファン		3台	2台	2台	1台		
			運転床外換気空調系 給気フィルタ		1台	1台	1台	1台		
			運転床外換気空調系 排気フィルタ		3台	1台	1台	1台		
			原子炉建屋付属棟		1式	1式	1式	1式		
			タービン建屋		1式	1式	1式	1式		

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-2表 2号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (7/8)

性能維持施設		機能・維持台数				備考	
施設区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数※1
その他主要施設	発電所補助系	原子炉補機冷却系	第二中間ループ循環ポンプ	2台	1台	<補機冷却機能> 原子炉補機を冷却する機能	1台
			海水ポンプ	3台	1台		1台
			二次熱交換器	3基	1基		1基

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

備考
 ・ 台数の低減他
 通常運転時には，負荷に応じ第二中間ループ循環ポンプ1台，海水ポンプ2台，二次熱交換器1基を常時運転，それぞれ1台を予備とし，燃料プールの冷却浄化系熱交換器等を冷却している。
 第二中間ループ循環ポンプの容量は1台当たり1,600m³/hである。廃止措置段階では，性能維持施設等で必要な負荷流量の合計は，第二中間プール約380m³/hであり，第二中間ループ循環ポンプ1台で必要流量を確保できる。
 冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため，第二中間ループ循環ポンプ2台のうち1台を維持する。
 貯蔵している使用済燃料は十分冷えており，使用済燃料プールの冷却についても時間的余裕(使用済燃料プール水温度が施設運用上の基準(65℃)に達するまでの期間として約6日)が十分あるため，冷却ポンプ等の自動起動は維持しない。

第17-2表 2号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (8/8)

性能維持施設		機能・維持台数					備考
施設区分	設備等の区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数※1	
その他主要施設	発電所補助系	火災報知設備 炭酸ガス消火設備 泡消火設備 消火器消火設備	〈消火機能〉 各建屋に対して消火する機能	1式	1式	〈消火機能〉 各建屋に対して消火する機能	1式
				1式	1式		1式
				1式	1式		1式
				1式	1式		1式
	照明設備	非常用照明	〈照明機能〉 商用電源喪失時における照明機能	1式	1式	〈照明機能〉 商用電源喪失時における照明機能	1式

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-3表 3号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (1/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	<放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式	1式	<放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式
		原子炉格納容器外周の壁		1式	1式		1式
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機(3号炉原子炉建屋原子炉棟内)	<燃料取扱機能> <臨界防止機能> <燃料落下防止機能> 炉心燃料の取替、新燃料受入、使用済燃料の搬出作業等において、核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	1台	<燃料取扱機能> <臨界防止機能> <燃料落下防止機能> 新燃料及び使用済燃料の搬出作業において、核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台
		原子炉建屋クレーン(3号炉原子炉建屋原子炉棟内)	<燃料取扱機能> <燃料落下防止機能> 新燃料受入、使用済燃料の搬出作業等において、核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	1台	<燃料取扱機能> <燃料落下防止機能> 新燃料及び使用済燃料の搬出作業において、核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台
		キャスク除染装置(3号炉原子炉建屋原子炉棟内)	<燃料取扱機能> 使用済燃料輸送容器の除染を行う機能	1式	1式	<燃料取扱機能> 使用済燃料輸送容器の除染を行う機能	1式
核燃料物質貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	<臨界防止機能> 新燃料を新燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能	1式	1式	<臨界防止機能> 新燃料を新燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能	1式

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-3表 3号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (2/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考	
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備 (3号炉原子炉建屋原子炉棟内)	使用済燃料プール	<p>〈放射線遮蔽機能〉 使用済燃料プールの水位を適切に保ち、使用済燃料からの放射線を遮蔽する機能</p>	1式	1式	<p>〈放射線遮蔽機能〉 使用済燃料プールの水位を適切に保ち、使用済燃料からの放射線を遮蔽する機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		使用済燃料貯蔵ラック	<p>〈臨界防止機能〉 新燃料及び使用済燃料を使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能</p>	1式	1式	<p>〈臨界防止機能〉 新燃料及び使用済燃料を使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		使用済燃料プール水位を監視する設備	<p>〈水位及び漏えいの監視機能〉 使用済燃料プールの水位及び使用済燃料プールを監視する機能</p>	1式	1式	<p>〈水位及び漏えいの監視機能〉 使用済燃料プールの水位及び使用済燃料プールを監視する機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備	<p>〈健全性を確保する機能〉 使用済燃料プールの水位及び使用済燃料プールを監視する機能</p>	1式	1式	<p>〈健全性を確保する機能〉 使用済燃料プールの水位及び使用済燃料プールを監視する機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		燃料プール冷却浄化系ポンプ	<p>〈冷却浄化機能〉 燃料プール水補給機能</p>	2台	1台	<p>〈冷却浄化機能〉 燃料プール水補給機能</p>	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料が発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分に冷えており、設備の故障時に時間的余裕(使用済燃料プールの水温度が施設運用上の基準(65℃)に達するまでの期間として約7日)があることから、機能維持に必要な台数は1系統となる。
		燃料プール冷却浄化系熱交換器	<p>〈燃料プール水補給機能〉 使用済燃料プールの水位及び使用済燃料プールを監視する機能</p>	2基	2基	<p>〈燃料プール水補給機能〉 使用済燃料プールの水位及び使用済燃料プールを監視する機能</p>	2基	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料が発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分に冷えており、設備の故障時に時間的余裕(使用済燃料プールの水温度が施設運用上の基準(65℃)に達するまでの期間として約7日)があることから、機能維持に必要な台数は1系統となる。
		燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置	<p>〈健全性を確保する機能〉 使用済燃料プールの水位及び使用済燃料プールを監視する機能</p>	2台	1台	<p>〈健全性を確保する機能〉 使用済燃料プールの水位及び使用済燃料プールを監視する機能</p>	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料が発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分に冷えており、設備の故障時に時間的余裕(使用済燃料プールの水温度が施設運用上の基準(65℃)に達するまでの期間として約7日)があることから、機能維持に必要な台数は1系統となる。
		復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)	<p>〈燃料プール水補給機能〉 原子炉冷却材、使用済燃料プール水を補給するための水源</p>	1基	1基	<p>〈燃料プール水補給機能〉 原子炉冷却材、使用済燃料プール水を補給するための水源</p>	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 廃止措置段階では原子炉の運転を行わないことから、原子炉冷却材の補給は行わない。

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-3表 3号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (3/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数					備考	
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数 ※1		
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の設備	主排気筒	<放射性廃棄物処理機能> 放射性気体廃棄物を処理する機能	1基	1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性気体廃棄物を処理する機能	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 原子炉は停止しており、復水器から発生する放射性気体廃棄物の処理機能は不要 	
			低電導度廃液系	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	3基	3基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能		3基
	液体廃棄物の廃棄設備	高電導度廃液受タンク	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	4基	4基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	4基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
			除染廃液系	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	2基	2基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能		2基
			原子炉冷却材浄化系受けたんく	<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1基	1基	<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能		1基
	固体廃棄物の廃棄設備	燃料プール冷却浄化系受けたんく	<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1基	1基	<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
			復水浄化系受けたんく	<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	2基	2基	<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能		2基
		減容装置		<放射性廃棄物処理機能> 放射性固体廃棄物を処理する機能	1基	1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性固体廃棄物を処理する機能	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-3表 3号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (4/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考	
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア放射線モニタリング設備(3号炉原子炉建屋内及び中央制御室内)	〈放射線監視機能〉 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設, 中央制御室内の線量当量率を監視する機能	9台	9台	9台	9台	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 運転停止に伴い, 監視エリアを縮小
		プロセス放射線モニタリング設備	〈放射線監視機能〉 〈放出管理機能〉 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1台	1台	1台	1台	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
原子炉格納施設	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	〈放射線監視機能〉 〈放出管理機能〉 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	2台	2台	2台	2台	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		原子炉建屋原子炉棟	〈放射性物質漏えい防止機能〉 内部を負圧に保つことにより, 格納容器から放射性物質の漏えいがあってもこれが発電所周辺に直接飛散されることを防止する機能	1式	1式	1式	1式	<ul style="list-style-type: none"> 気密性に係る機能不要 放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能は維持するが, 廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び燃料落下事故時において非常用ガス処理系を用いなくとも環境に与える影響は小さいと評価しているため, 事故時に与える非常用ガス処理系を用いた原子炉建屋原子炉棟の気密性に係る機能の維持はしない。
	その他の主要な事項	原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁	〈放射線遮蔽機能〉 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式	1式	1式	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし

※1: 維持台数以上の台数を供用する場合, 定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて, 定期事業者検査を受検する。

第17-3表 3号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (5/8)

施設区分	設備等の区分	性能維持施設				機能・維持台数				備考
		設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数※1			
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池 (所内用)	<電源供給機能> 発電所の安全のため常に確実になる電源を必要とするものに対して電力を供給する機能	3組	3組	<電源供給機能> 商用電源を喪失した際に必要な電源供給機能	1組	・ 台数の低減他 全交流電源が喪失した場合でも原子炉を完全に停止し、停止後に原子炉の冷却を確保するのに十分な容量として、蓄電池の設備容量は約4,500Ah(10時間率)が1組、約4,000Ah(10時間率)が1組、約1,400Ah(10時間率)が1組である。 廃止措置段階では、非常用動力負荷等に電力を供給する必要はなく、蓄電池に要求される負荷容量は約413Ah(10時間率)である。 蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、3組のうち廃止措置における電源供給に必要な約1,400Ah(10時間率)1組を維持する。		
				3台	2台		2台		2台	
	その他の主要な事項		原子炉建屋原子炉棟換気空調系	<換気機能> 原子炉建屋原子炉棟の換気を行う機能	3台	2台	<換気機能> 原子炉建屋原子炉棟の換気を行う機能	2台	・ 台数の低減 給気ファン3台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり3台のうち2台を維持する。 排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 給気フィルタ2台のうち1台、排気フィルタ2台のうち1台を維持する。	
					2台	1台		1台		1台
					2台	1台		1台		1台
					2台	1台		1台		1台
					2台	1台		1台		1台
					2台	1台		1台		1台
					2台	1台		1台		1台
					2台	1台		1台		1台
1台	1台	1台	1台							
2台	1台	1台	1台							

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-3表 3号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (6/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考	
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	タービン建屋換気空調系	給気ファン	3台	2台	<換気機能> タービン建屋の換気を行う機能	1台	・ 台数の低減 給気ファン3台のうち、1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。 給気ファン3台のうち、1台は予備であり、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。
			排気ファン	3台	2台		1台	
			給気フィルタ	1台	1台		1台	
			排気フィルタ	1台	1台		1台	
その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋	原子炉建屋付属棟	1式	1式	<放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能	1式	・ 運転中との差異なし
			タービン建屋	1式	1式	<放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばくを低減するための機能	1式	

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-3表 3号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (7/8)

性能維持施設		機能・維持台数				備考				
施設区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1			
その他主要施設	第二中間ループ循環ポンプ	原子炉補機冷却系	2台	1台	1台	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減他 通常運転時には、負荷に応じ第二中間ループ循環ポンプ1台、海水ポンプ2台、二次熱交換器1基を常時運転、それぞれ1台を予備とし、燃料プールの冷却浄化系熱交換器等を冷却している。第二中間ループ循環ポンプの容量は1台当たり1,900m³/hである。廃止措置段階では、性能維持施設等で必要な負荷流量の合計は、第二中間プール約810m³/hであり、第二中間ループ循環ポンプ1台で必要流量を確保できる。冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、第二中間ループ循環ポンプ2台のうち1台を維持する。 貯蔵している使用済燃料は十分冷えており、使用済燃料プールの冷却についても時間的余裕(使用済燃料プール水温度が施設運用上の基準(65℃)に達するまでの期間として約7日)が十分あるため、冷却ポンプ等の自動起動は維持しない。 			
				3台				1台	1台	<補機冷却機能> 原子炉補機を冷却する機能
				3基				1基	1基	<補機冷却機能> 原子炉補機を冷却する機能
	二次熱交換器									

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-3表 3号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (8/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考			
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1		
その他主要施設	発電所補助系	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋換気空調系	給気ファン	2台	1台	<換気機能> 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋の換気を行う機能	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあり2台のうち1台を維持する。 排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 排気フィルタ2台のうち1台を維持する。 		
			排気ファン	2台	1台		1台			
			給気フィルタ	1台	1台		1台			
			排気フィルタ	2台	1台		1台			
			火災報知設備	1式	1式		1式			
	消火系	炭酸ガス消火設備	1式	1式	1式	<消火機能> 各建屋に対して消火する機能	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 		
		泡消火設備	1式	1式	1式					
		消火器消火設備	1式	1式	1式					
		非常用照明	1式	1式	1式		<照明機能> 商用電源喪失時における照明機能		1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		照明設備	1式	1式	1式					

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-4表 4号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (1/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考	
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数※1
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	<放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式	1式	<放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式	
		原子炉格納容器外周の壁		1式	1式		1式	• 運転中との差異なし
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機(4号炉原子炉建屋原子炉棟内)	<燃料取扱機能> <臨界防止機能> <燃料落下防止機能> 炉心燃料の取替、新燃料受入、使用済燃料の搬出作業等において、核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	1台	<燃料取扱機能> <臨界防止機能> <燃料落下防止機能> 新燃料及び使用済燃料の搬出作業において、核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	• 取扱範囲の縮小 炉心から全燃料が取り出され、再装荷しないことから、炉心内及び炉心と使用済燃料プールとの間の燃料取扱機能は維持しない。
		原子炉建屋クレーン(4号炉原子炉建屋原子炉棟内)	<燃料取扱機能> <燃料落下防止機能> 新燃料受入、使用済燃料の搬出作業等において、核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	1台	<燃料取扱機能> <燃料落下防止機能> 新燃料及び使用済燃料の搬出作業において、核燃料物質を安全に取り扱う機能	1台	• 運転中との差異なし
		キャスク除染装置(4号炉原子炉建屋原子炉棟内)	<燃料取扱機能> 使用済燃料輸送容器の除染を行う機能	1式	1式	<燃料取扱機能> 使用済燃料輸送容器の除染を行う機能	1式	• 運転中との差異なし
核燃料物質貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	<臨界防止機能> 新燃料を新燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能	1式	1式	<臨界防止機能> 新燃料を新燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能	1式	• 運転中との差異なし

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-4表 4号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (2/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考		
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備 (4号炉原子炉建屋原子炉棟内)	使用済燃料プール	<p>〈放射線遮蔽機能〉 使用済燃料プールの水位を適切に保ち、使用済燃料からの放射線を遮蔽する機能</p>	1式	1式	<p>〈放射線遮蔽機能〉 使用済燃料プールの水位を適切に保ち、使用済燃料からの放射線を遮蔽する機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
		使用済燃料貯蔵ラック	<p>〈臨界防止機能〉 新燃料及び使用済燃料を使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能</p>	1式	1式	<p>〈臨界防止機能〉 新燃料及び使用済燃料を使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
		使用済燃料プール水位を監視する設備	<p>〈水位及び漏えいの監視機能〉 使用済燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用済燃料の健全性を確保する機能</p>	1式	1式	<p>〈水位及び漏えいの監視機能〉 使用済燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用済燃料の健全性を確保する機能</p>	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 	
		使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備	<p>〈冷却浄化機能〉 燃料プール水補給機能 使用済燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用済燃料の健全性を確保する機能</p>	2台	1台	<p>〈冷却浄化機能〉 燃料プール水補給機能 使用済燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用済燃料の健全性を確保する機能</p>	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料が発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分に冷えており、設備の故障時に時間的余裕(使用済燃料プールの水温度が施設運用上の基準(65℃)に達するまでの期間として約7日)があることから、機能維持に必要な台数は1系統となる。 	
		燃料プール冷却浄化系	<p>〈燃料プール冷却浄化機能〉 燃料プール冷却浄化系 熱交換器</p>	2基	2基	<p>〈燃料プール冷却浄化機能〉 燃料プール冷却浄化系 熱交換器</p>	2基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 廃止措置段階では原子炉の運転を行わないことから、原子炉冷却材の補給は行わない。 	
		燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置	<p>〈燃料プール冷却浄化機能〉 燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置</p>	2台	1台	<p>〈燃料プール冷却浄化機能〉 燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置</p>	1台		
		復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む。)	<p>〈燃料プール冷却浄化機能〉 燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置</p>	1基	1基	<p>〈燃料プール冷却浄化機能〉 燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置</p>	1基		

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-4表 4号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (3/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数					備考	
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数 ※1		
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の設備	主排気筒	<放射性気体廃棄物を処理する機能>	1基	1基	<放射性気体廃棄物を処理する機能>	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 原子炉は停止しており、復水器から発生する放射性気体廃棄物の処理機能は不要 	
		低電導度廃液系	低電導度廃液受けタンク	<放射性液体廃棄物を処理する機能>	3基	3基	<放射性液体廃棄物を処理する機能>	3基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
	液体廃棄物の廃棄設備	高電導度廃液系	高電導度廃液受けタンク	<放射性液体廃棄物を処理する機能>	4基	4基	<放射性液体廃棄物を処理する機能>	4基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		除染廃液系	除染廃液受けタンク	<放射性液体廃棄物を処理する機能>	2基	2基	<放射性液体廃棄物を処理する機能>	2基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		原子炉冷却材浄化系受けタンク	原子炉冷却材浄化系受けタンク	<放射性廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能>	1基	1基	<放射性廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能>	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
	固体廃棄物の廃棄設備	燃料プール冷却浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	<放射性廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能>	1基	1基	<放射性廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能>	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
			復水浄化系受けタンク	<放射性廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能>	2基	2基	<放射性廃棄物貯蔵機能> <放射性固体廃棄物を貯蔵する機能>	2基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		減容装置	減容装置	<放射性廃棄物処理機能> <放射性固体廃棄物を処理する機能>	1基	1基	<放射性廃棄物処理機能> <放射性固体廃棄物を処理する機能>	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-4表 4号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (4/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考	
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア放射線モニタリング設備(4号炉原子炉建屋内及び中央制御室内)	〈放射線監視機能〉 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設, 中央制御室内の線量当量率を監視する機能	9台	9台	9台	9台	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 運転停止に伴い, 監視エリアを縮小
		プロセス放射線モニタリング設備	〈放射線監視機能〉 〈放出管理機能〉 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1台	1台	1台	1台	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
原子炉格納施設	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	〈放射線監視機能〉 〈放出管理機能〉 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	2台	2台	2台	2台	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		原子炉建屋原子炉棟	〈放射性物質漏えい防止機能〉 内部を負圧に保つことにより, 格納容器から放射性物質の漏えいがあってもこれが発電所周辺に直接飛散されることを防止する機能	1式	1式	1式	1式	<ul style="list-style-type: none"> 気密性に係る機能不要 放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能は維持するが, 廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び燃料落下事故時において非常用ガス処理系を用いなくとも環境に与える影響は小さいと評価しているため, 事故時に与える非常用ガス処理系を用いた原子炉建屋原子炉棟の気密性に係る機能の維持はしない。
	その他の主要な事項	原子炉建屋原子炉棟側面のコンクリート壁	〈放射線遮蔽機能〉 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばく線量を低減するための機能	1式	1式	1式	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし

※1: 維持台数以上の台数を供用する場合, 定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて, 定期事業者検査を受検する。

第17-4表 4号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (5/8)

施設区分	設備等の区分	性能維持施設				機能・維持台数				備考
		設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数 ※1			
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池 (所内用)	<電源供給機能> 発電所の安全のため常に確実になる電源を必要とするものに対して電力を供給する機能	3組	3組	<電源供給機能> 商用電源を喪失した際に必要な電源供給機能	1組	・ 台数の低減他 全交流電源が喪失した場合でも原子炉を完全に停止し、停止後に原子炉の冷却を確保するのに十分な容量として、蓄電池の設備容量は約4,500Ah(10時間率)が1組、約4,000Ah(10時間率)が1組、約1,400Ah(10時間率)である。 廃止措置段階では、非常用動力負荷等に電力を供給する必要はなく、蓄電池に要求される負荷容量は約207Ah(10時間率)である。 蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、3組のうち廃止措置における電源供給に必要な約1,400Ah(10時間率)1組を維持する。		
				3台	2台		2台			
	その他の主要な事項		原子炉建屋原子炉棟換気空調系	<換気機能> 原子炉建屋原子炉棟の換気を行う機能	3台	2台	<換気機能> 原子炉建屋原子炉棟の換気を行う機能	2台	・ 台数の低減 給気ファン3台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり3台のうち2台を維持する。 排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 給気フィルタ2台のうち1台、排気フィルタ2台のうち1台を維持する。	
					2台	1台		1台		
					2台	1台		1台		
					2台	1台		1台		
			原子炉建屋付属棟換気空調系	<換気機能> 原子炉建屋原子炉棟の換気を行う機能	2台	1台	<換気機能> 原子炉建屋原子炉棟の換気を行う機能	1台	・ 台数の低減 給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。	
					2台	1台		1台		
					1台	1台		1台		
					2台	1台		1台		

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-4表 4号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (6/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考	
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	タービン建屋換気空調系	給気ファン	3台	2台	<換気機能> タービン建屋の換気を行う機能	1台	・ 台数の低減 給気ファン3台のうち、1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。 給気ファン3台のうち、1台は予備であり、給気ファンと同様予備機は不要である。加えて、プラント運転中の熱負荷から廃止措置期間中の熱負荷への低減を考慮して、1台を維持する。
			排気ファン	3台	2台		1台	
			給気フィルタ	1台	1台		1台	
			排気フィルタ	1台	1台		1台	
その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋	原子炉建屋付属棟	1式	1式	<放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能	1式	・ 運転中との差異なし
			タービン建屋	1式	1式	<放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばくを低減するための機能	1式	

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-4表 4号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (7/8)

性能維持施設		機能・維持台数				備考			
施設区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1		
その他主要施設	第二中間ループ循環ポンプ	原子炉補機冷却系	2台	1台	1台	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減他 通常運転時には、負荷に応じ第二中間ループ循環ポンプ1台、海水ポンプ2台、二次熱交換器1基を常時運転、それぞれ1台を予備とし、燃料プールの冷却浄化系熱交換器等を冷却している。第二中間ループ循環ポンプの容量は1台当たり1,900m³/hである。廃止措置段階では、性能維持施設等で必要な負荷流量の合計は、第二中間ループ約680m³/hであり、第二中間ループ循環ポンプ1台で必要流量を確保できる。冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、第二中間ループ循環ポンプ2台のうち1台を維持する。 貯蔵している使用済燃料は十分冷えており、使用済燃料プールの冷却についても時間的余裕(使用済燃料プールの水温度が施設運用上の基準(65℃)に達するまでの期間として約7日)が十分あるため、冷却ポンプ等の自動起動は維持しない。 		
				3台				1台	<補機冷却機能> 原子炉補機を冷却する機能
				3基				1基	<補機冷却機能> 原子炉補機を冷却する機能
	二次熱交換器		3基	1基		1基			

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-4表 4号炉 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (8/8)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考			
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数※1		
その他主要施設	発電所補助系	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋換気空調系	給気ファン	2台	1台	<換気機能> 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋の換気を行う機能	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあり2台のうち1台を維持する。 排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファン同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 排気フィルタ2台のうち1台を維持する。 		
			排気ファン	2台	1台		1台			
			給気フィルタ	1台	1台		1台			
			排気フィルタ	2台	1台		1台			
			火災報知設備	1式	1式		1式			
	消火系	炭酸ガス消火設備	1式	1式	1式	<消火機能> 各建屋に対して消火する機能	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし 		
		泡消火設備	1式	1式	1式					
		消火器消火設備	1式	1式	1式					
		非常用照明	1式	1式	1式		<照明機能> 商用電源喪失時における照明機能		1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
		照明設備	1式	1式	1式					

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-5表 1号及び2号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (1/3)

性能維持施設		機能・維持台数					備考		
施設区分	設備等の区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数 ※1			
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	シヤワ・ドレン受けタンク	1基	1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	1基	・ 運転中との差異なし		
		シヤワ・ドレン系	2基	2基		2基			
		ろ過器	2基	2基		2基			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	復水浄化系沈降分離槽	6基	6基	<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	6基	・ 運転中との差異なし		
		出入管理関係設備	1式	1式		<放射線管理機能> 管理区域への人員及び物品等の出入管理を行う機能		1式	・ 運転中との差異なし
		エリア放射線モニタリング設備 (廃棄物処理建屋内)	8台	8台				<放射線監視機能> 廃棄物処理建屋内の線量当量率を監視する機能	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線計測器の較正設備	1式	1式	<放射線監視機能> 放射線業務従事者個人の被ばくや汚染の確認及びエリア内の空気中の放射性物質濃度を確認する機能	1式	・ 運転中との差異なし		

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-5表 1号及び2号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (2/3)

施設区分	設備等の区分	性能維持施設				機能・維持台数				備考
		設備(建屋(家))区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数※1			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	廃棄物処理補機冷却水モータ	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1台	1台	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 1号炉の放射性液体廃棄物が、放水路内で放射線放射性液体廃棄物と原子炉補機冷却海水が混じる構造となっていないため、廃止措置段階では、2号、3号及び4号炉放水口のいずれかから放出する。 上記に伴い、液体廃棄物処理系排水モータについて、1号炉の設備を維持対象外とする。 		
	屋外管理用の主要な設備	液体廃棄物処理系排水モータ		2台	1台		1台			
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	ランドリ・センタ換気系給気ファン	<換気機能> 廃棄物処理屋(家)の換気を行う機能	1台	1台	<換気機能> 廃棄物処理屋(家)の換気を行う機能	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 ランドリ・センタ換気系排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。 		
		ランドリ・センタ換気系排気ファン		2台	1台		1台			
		ランドリ・センタ換気系給気ファン		1台	1台		1台			
		ランドリ・センタ換気系排気ファン		1台	1台		1台			
		廃棄物処理室換気系給気ファン		3台	2台		2台			
		廃棄物処理室換気系排気ファン		3台	2台		2台			
		廃棄物処理室換気系給気ファン		1台	1台		1台			
		廃棄物処理室換気系排気ファン		1台	1台		1台			

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-5表 1号及び2号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (3/3)

性能維持施設		機能・維持台数					備考
施設区分	設備等の区分	設備(建物(家))区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	
その他主要施設	建物及び構築物	コントロール建屋(家)	<放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばくを低減するための機能	1式	1式	<放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばくを低減するための機能	1式
		サービス建屋(家)		1式	1式		1式
		廃棄物処理建屋(家)		1式	1式		1式

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-6表 3号及び4号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (1/3)

性能維持施設		機能・維持台数					備考	
施設区分	設備等の区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数 ※1		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	シヤワ・ドレン受けタンク	1基	1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	1基	・ 運転中との差異なし	
		シヤワ・ドレン系	2基	2基		2基		
		ろ過器	2基	2基		2基		
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	復水浄化系沈降分離槽	4基	4基	<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	4基	・ 運転中との差異なし	
		出入管理関係設備	1式	1式		1式		・ 運転中との差異なし
		エリア放射線モニタリング設備 (廃棄物処理建屋内)	8台	8台		8台		
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視機能	1式	1式	<放射線監視機能> 放射線監視機能	1式	・ 運転中との差異なし	
		放射線監視機能	8台	8台		8台		
		放射線監視機能	1式	1式		1式		

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-6表 3号及び4号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (2/3)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備 廃棄物処理補機冷却水モ ニタ	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を 監視及び管理放出する機能	1台	1台	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を 監視及び管理放出する機能	1台
	屋外管理用の主要な設備	液体廃棄物処理排水モ ニタ	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を 監視及び管理放出する機能	2台	2台	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を 監視及び管理放出する機能	2台
その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	廃棄物処理建屋換気空調系	<換気機能> 廃棄物処理屋の換気を行う機 能	3台	2台	<換気機能> 廃棄物処理屋の換気を行う機 能	2台
		廃棄物処理室換気空調系 給気ファン		3台	2台		2台
		廃棄物処理室換気空調系 排気ファン		1台	1台		1台
		廃棄物処理室換気空調系 給気フィルタ 廃棄物処理室換気空調系 排気フィルタ		1台	1台		1台

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-6表 3号及び4号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (3/3)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考
	設備等の区分	設備(建屋)区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	
その他主要施設	建物及び構築物	コントロール建屋	<放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばくを低減するための機能	1式	1式	<放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばくを低減するための機能	1式
		サービズ建屋		1式	1式		1式
		廃棄物処理建屋		1式	1式		1式
		活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建屋		1式	1式		1式

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-7表 1号, 2号, 3号及び4号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (1/6)

施設区分	設備等の区分	性能維持施設				機能・維持台数				備考	
		設備(建屋(家))区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数※1				
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系	低電導度廃液収集槽	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	4基	4基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	4基	8基	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 高電導度廃液系は、1号及び2号炉廃棄物処理建屋と、3号及び4号炉廃棄物処理建屋のそれぞれに1系統ずつ処理設備を設置している。 運転中の廃液発生量から廃止措置段階の廃液発生量への低減を考慮して、3号及び4号炉廃棄物処理建屋に設置している処理設備のみを維持し、1号及び2号炉廃棄物処理建屋に設置している処理設備(濃縮装置:4基, 蒸留水タンク:2基, 脱塩器:2基, サンプル槽:2基)を維持対象外とする。 	
			ろ過器供給タンク		2基	2基		2基			2基
			ろ過装置		3基	3基		3基			3基
			脱塩器		4基	4基		4基			4基
			サンプル槽		4基	4基		4基			4基
			高電導度廃液収集タンク		8基	8基		8基			8基
			濃縮装置		7基	3基		3基			3基
		高電導度廃液系	蒸留水タンク	4基	2基	2基	2基				
			脱塩器	4基	2基	2基	2基				
			サンプル槽	2基	0基	0基	0基				
			サンプル・タンク	2基	2基	2基	2基				
			貯留槽	3基	3基	3基	3基				

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-7表 1号, 2号, 3号及び4号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (2/6)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数					備考	
	設備等の区分	設備(建屋(家))区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数※1		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液系	収集タンク	2基	2基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	2基	・ 運転中との差異なし	
			ろ過器	2基	2基		2基		
			ろ過水タンク	1基	1基		1基		
			濃縮装置	1基	1基		1基		
			蒸留水タンク	1基	1基		1基		
			脱塩器	1基	1基		1基		
			サンプル槽	3基	3基		3基		
			除染廃液収集タンク	2基	2基		2基		
			使用済樹脂槽	6基	6基		6基		
			原子炉冷却材浄化系沈降分離槽	6基	6基		6基		
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液タンク	濃縮廃液タンク	6基	6基	6基	6基	6基	・ 運転中との差異なし
			濃縮洗濯廃液タンク	2基	2基	2基	2基		
			サイトバンカ	1基	1基	1基	1基		

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-7表 1号, 2号, 3号及び4号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (3/6)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考	
	設備等 の区分	設備(建屋(家))区分	運転中	設置台数	長期停止中 の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物貯蔵庫	<放射性廃棄物貯蔵機能> <放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばくを低減するための機能	1式	1式	<放射性廃棄物貯蔵機能> <放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばくを低減するための機能	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
			<放射性廃棄物処理機能> 放射性固体廃棄物を処理する機能	2基	1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性固体廃棄物を処理する機能	1基	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減 固化装置は、セメント固化式とプラスチック固化式を1基ずつ設置している。 運転中の廃液発生量から廃止措置段階の廃液発生量への低減を考慮して、プラスチック固化式のみを維持し、セメント固化式を維持対象外とする。
			乾燥装置	1基	1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性固体廃棄物を処理する機能	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア放射線モニタリング設備(サイトバンカ建屋内及び使用済燃料輸送容器保管建屋内) 試料分析関係設備 放射線サーベイ機器 個人管理用測定設備及び測定機器	<放射性廃棄物処理機能> 放射性固体廃棄物を処理する機能	1基	1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性固体廃棄物を処理する機能	1基	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
			<放射線監視機能> サイトバンカ建屋内及び使用済燃料輸送容器保管建屋内の線量当量率を監視する機能	2台	2台	<放射線監視機能> サイトバンカ建屋内及び使用済燃料輸送容器保管建屋内の線量当量率を監視する機能	2台	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし
			<放射線監視機能> 放射線業務従事者個人の被ばくや汚染の確認及びエリア内の空気中の放射性物質濃度を確認する機能	1式	1式	<放射線監視機能> 放射線業務従事者個人の被ばくや汚染の確認及びエリア内の空気中の放射性物質濃度を確認する機能	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中との差異なし

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

第17-7表 1号, 2号, 3号及び4号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (4/6)

性能維持施設		機能・維持台数				備考				
施設区分	設備等の区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数※1			
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備	設備(建屋(家))区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	維持台数		
			廃棄物処理建屋(家)換気空調系排気筒モニタ	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	2台	2台	2台	2台	2台	
			焼却設備排ガスモニタ	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	2台	2台	2台	2台	2台	
		サイトバンカ建屋排気モニタ	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	2台	2台	2台	2台	2台	2台	
		環境モニタリング設備	固定モニタリング設備	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1式	1式	1式	1式	1式	1式
			環境試料測定設備	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1式	1式	1式	1式	1式	1式
			放射能観測車	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1式	1式	1式	1式	1式	1式
			気象観測設備	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1式	1式	1式	1式	1式	1式

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-7表 1号, 2号, 3号及び4号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (5/6)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考
	設備等の区分	設備(建屋(家))区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	(非常用) ディーゼル発電機	<電源供給機能> <即時電源供給機能> 外部電源喪失時に発電所を完全に停止するために必要な補機を運転するのに必要な電力を供給する機能	1 2 台	8 台	<電源供給機能> 商用電源を喪失した際に性能維持施設へ電源を供給する機能	2 台
			<放射性廃棄物処理機能> <放射性気体廃棄物を処理する機能>	1 基	1 基	<放射性廃棄物処理機能> <放射性気体廃棄物を処理する機能>	1 基
	その他の主要な事項	廃棄物処理 建屋(家)換気 廃棄物処理建屋(家)換気空調系排気筒 使用済燃料輸送容器(キャスク)保管建屋	<放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばくを低減するための機能	1 式	1 式	<放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばくを低減するための機能	1 式

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

第17-7表 1号, 2号, 3号及び4号炉共用 性能維持施設のプラント運転中と廃止措置期間中との機能・維持台数比較 (6/6)

施設区分	性能維持施設		機能・維持台数				備考	
	設備等の区分	設備(建屋(家))区分	運転中	設置台数	長期停止中の必要台数	廃止措置期間中		維持台数 ※1
その他主要施設	建物及び構築物	サイトバンカ建屋	〈放射線物質漏えい防止機能〉 〈放射線遮蔽機能〉 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能を周辺公衆及び放射線作業従事者の受ける被ばくを低減するための機能	1式	1式	1式	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中と差異なし
			給気ファン	2台	2台	2台	1台	<ul style="list-style-type: none"> 台数の低減他 給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり, 廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じるなど, 復旧するまでの時間的余裕が十分にあり2台のうち1台を維持する。
	発電所補助系	サイトバンカ建屋換気空調系	排気ファン	3台	3台	3台	2台	<ul style="list-style-type: none"> 〈換気機能〉 サイトバンカ建屋の換気を行う機能
			給気フィルタ	1台	1台	1台	1台	<ul style="list-style-type: none"> 排気ファン3台のうち1台は運転中から予備であり, 給気ファン同様予備機は不要であり3台のうち2台を維持する。
			排気フィルタ	3台	3台	3台	2台	
			ろ過水タンク	2基	2基	2基	2基	
	消火装置	消火ポンプ	〈消火機能〉 各建屋(家)に対して消火する機能	1式	1式	1式	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中と差異なし
			ディーゼル駆動の消火ポンプ	1式	1式	1式	1式	
			消火栓設備	1式	1式	1式	1式	<ul style="list-style-type: none"> 運転中と差異なし

※1：維持台数以上の台数を供用する場合，定期事業者検査対象設備は供用する台数全てについて，定期事業者検査を受検する。

別紙 1 非常用交流高圧電源母線又は直流電源母線に接続している性能維持施設

1. 非常用交流高圧電源母線に接続している性能維持施設

- 使用済燃料プール水位を監視する設備
- 使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備
- 燃料プール冷却浄化系 ポンプ
- エリア放射線モニタリング設備
- プロセス放射線モニタリング設備
- 原子炉補機冷却系
- 非常用照明

2. 直流電源母線に接続している性能維持施設

- プロセス放射線モニタリング設備
- (非常用) ディーゼル発電機
- 非常用照明

別紙 2 原子炉補機冷却系から供給される冷却水・海水を使用する性能維持施設

1. 原子炉補機冷却系の冷却水を使用する性能維持施設

- 燃料プール冷却浄化系（熱交換器）

2. 原子炉補機冷却系の海水を使用する性能維持施設

- 原子炉補機冷却系（熱交換器）

別紙3 中央制御室・廃棄物処理建屋制御室の維持管理

審査基準に基づき、設置許可を受けた発電用原子炉施設のうち、プラント運転中から廃止措置においても引き続き機能及び性能を維持する施設を性能維持施設として選定している。

性能維持施設のうち、計測機器類は「監視機能」を有する設備として維持対象とされている。この計測機器類による監視の一部を現在中央制御室・廃棄物処理建屋制御室にて行っていることから、「監視機能」を維持するために中央制御室・廃棄物処理建屋制御室を解体することはない。

なお、中央制御室・廃棄物処理建屋制御室以外で監視することが可能であれば、中央制御室・廃棄物処理建屋制御室の維持は必須ではない。

計測機器類のうち、現在各号炉の中央制御室で監視されているもの

設備名称	機能	維持期間
使用済燃料プール水位を監視する設備	水位及び漏えいの監視機能	各号炉に貯蔵している使用済燃料及び使用済制御棒の搬出が完了するまで
使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備		
エリア放射線モニタリング設備	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで
原子炉補機冷却水モニタ	放射線監視機能、放出管理機能	原子炉補機冷却系の供用が終了するまで
(主) 排気筒モニタ		放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
固定モニタリング設備		すべての管理区域を解除するまで

計測機器類のうち、現在廃棄物処理建屋制御室で監視されているもの

設備名称	機能	維持期間
エリア放射線モニタリング設備	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで
廃棄物処理補機冷却水モニタ	放射線監視機能, 放出管理機能	放射性廃棄物の処理が完了するまで
液体廃棄物処理系排水モニタ		放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
廃棄物処理建屋（家）換気空調系排気筒モニタ		放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
焼却設備排ガスモニタ		
サイトバンカ建屋排気モニタ		

また、運転プラントにおいては、「事故等発生時の原子炉停止、冷温停止状態移行」等の安全確保上必要な操作を中央制御室に留まって行えることが必要であり、中央制御室そのものに機能維持が求められているが、廃止措置段階においては、そのような機能及び性能は不要である。

以上から、中央制御室・廃棄物処理建屋制御室そのものは性能維持施設ではなく、中央制御室内・廃棄物処理建屋制御室内にある必要な「監視機能」を有する計測機器類については、性能維持施設としている。

別紙 4 廃止措置における（非常用）ディーゼル発電機の維持台数

1. はじめに

廃止措置計画認可申請書「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」に記載した性能維持施設の台数は、廃止措置期間中に必要となる台数（以下「維持台数」という。）を記載している。本資料は、性能維持施設のうち、（非常用）ディーゼル発電機の維持台数を1号、2号、3号及び4号炉で2台とできる考え方について説明する。

2. 前提条件

「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（平成25年11月27日 原管廃発第13112716号 原子力規制委員会決定）」において、「商用電源が喪失した際、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合には、適切な容量の電源設備を確保し、これを適切に維持管理すること」が要求されている。

廃止措置期間中において、使用済燃料は、譲渡しまでの期間、使用済燃料貯蔵設備に貯蔵するため、使用済燃料貯蔵設備の機能及び性能を維持するとともに、商用電源が喪失し際に、使用済燃料貯蔵設備の安全を確保するための電源を供給する設備として、（非常用）ディーゼル発電機の機能及び性能を維持することとしている。

一方、運転を停止してから約9年が経過しており、使用済燃料の総発熱量は原子炉運転中の施設定期検査時のそれと比較しても小さくなっているため、使用済燃料貯蔵設備の冷却を停止しても、使用済燃料プール水温の上昇は緩やかである。

3. (非常用) ディーゼル発電機の維持台数

(1) 技術基準上の要求

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）において、非常用炉心冷却設備や非常用電源設備等の安全設備に対する多重性が運転中プラントでは要求されている。

一方、廃止措置プラントでは、技術基準規則第三条の二（廃止措置中の発電用原子炉施設の維持）に基づいて、廃止措置計画で定める性能維持施設について、技術基準規則第二章（設計基準対象施設）及び第三章（重大事故等対処施設）の規定にかかわらず、廃止措置計画に定めるところにより維持することとなる。

このため、廃止措置プラントでは、性能維持施設として定める（非常用）ディーゼル発電機に対する多重性は、技術基準規則に基づいて要求されていない。

(2) 廃止措置における安全確保上の要求

計画的な点検や万一の故障等により、性能維持施設として定める（非常用）ディーゼル発電機が稼働不可となる場合の安全確保手段を以下に示す。

計画的な点検のため、（非常用）ディーゼル発電機を待機除外としている期間において、万一外部電源が喪失した場合には、使用済燃料プール水温が保安規定に定める施設運用上の基準に達するまでの期間内（別紙 5 参照）に外部電源や（非常用）ディーゼル発電機の復旧に努める。

また、外部電源や（非常用）ディーゼル発電機の復旧以外にも代替電源や電源に頼らない注水手段を準備しておくことで、これらの復旧に時間を要する場合でも、使用済燃料プール水温が保安規定に定める施設運用上の基準を超えない対応を取ることは十分可能であると考え（別紙 5 参照）。

仮に、外部電源の喪失、（非常用）ディーゼル発電機の稼働不可、代替電源の稼働不可、電源に頼らない注水手段の対応不可等の状態が長期間にわたって全

て継続するような事態を想定したとしても、保安規定に定める電源喪失時等の体制に従って、使用済燃料プール水の補給のために必要な措置を講ずることで、使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている使用済燃料の安全性は十分に確保される。

(3) 廃止措置期間中に維持する（非常用）ディーゼル発電機

(1), (2) で示すように、（非常用）ディーゼル発電機の維持台数を 2 台とすることで安全への問題はないと考える。

なお、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉に付帯する（非常用）ディーゼル発電機のうち、2 号炉の 1 台、3 号炉の 1 台を維持することとしている。

4. 定期事業者検査を受ける（非常用）ディーゼル発電機の台数

実用炉規則第五十六条に基づく定期事業者検査では、廃止措置計画認可申請書「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」に記載した性能維持施設の維持台数を受検する。具体的には、非常用電源設備のうち、対象となる（非常用）ディーゼル発電機 2 台を特定して定期事業者検査を受検する。ただし、事業者が自主的に維持台数以上の台数を供用する場合は、供用する台数全てについて、定期事業者検査を受検する。

この考え方について、廃止措置計画認可申請書「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」に記載した（非常用）ディーゼル発電機以外の性能維持施設についても同様とする。

なお、維持台数の設備が稼働不可となった場合に、一時的に維持台数以外の設備（例えば、解体待ちの設備）を稼働することができるものとする。

別紙5 使用済燃料プール水温の施設運用上の基準(65℃)到達までの時間評価

1. はじめに

使用済燃料プール(以下「SFP」という。)水温が保安規定に定める施設運用上の基準である65℃に到達するまでの時間評価を以下に示す。

2. 前提条件

廃止措置計画認可申請書に記載されている使用済燃料の総発熱量(評価時点:令和2年2月1日)がすべてSFP水温の上昇に寄与すると仮定し、1時間当たりの温度上昇率(℃/h)を算出する。

実際には、SFP水面等からの放熱・SFP水の蒸発に伴う気化熱の影響により、使用済燃料の総発熱量がすべてSFP水温の上昇に寄与することにはならないが、本評価に当たっては温度上昇率が高くなるような条件を保守的に設定するため、上記のとおり仮定をおいた。

SFP初期水温として、過去の実績から標準的な水温である30℃を設定する。

3. 評価結果

上記の前提条件において、SFP水温が30℃から65℃まで上昇するのに要する期間を評価すると、第1表のとおり、1号炉で約5日(5.7日)、2号炉で約6日(6.4日)、3号炉で約7日(7.4日)、4号炉で約7日(7.4日)となる。

第1表 SFP 水温の温度上昇率評価

	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
総発熱量 (kW)	約 429	約 431	約 398	約 382
保有水量 (t)	約 1,450	約 1,620	約 1,790	約 1,670
温度上昇率 (°C/h)	約 0.255	約 0.229	約 0.196	約 0.197
65°C到達時間* (h)	約 137.5	約 152.8	約 178.6	約 177.8
65°C到達日数* (day)	約 5.7	約 6.4	約 7.4	約 7.4

※ SFP 初期水温を 30°Cとする。

別紙6 廃止措置におけるエリア放射線モニタリング設備の維持台数

エリア放射線モニタリング設備については、「原子力発電所放射線モニタリング指針（JEAG4606-2017）」で示された観点（変動，人が常駐，作業等の立入り）から選定した設備を維持対象とする。

エリア放射線モニタリング設備のプラント運転中と廃止措置期間中との維持台数比較を第1表に示す。

第1表 エリア放射線モニタリング設備の維持台数

設置場所	運転中	廃止措置期間中
1号炉原子炉建家	22台	6台
1号炉タービン建家	9台	-
1号炉活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家	2台	-
2号炉原子炉建屋	29台	8台
2号炉タービン建屋	11台	-
1/2号炉コントロール建屋(家)	2台	2台
3号炉原子炉建屋	28台	8台
3号炉タービン建屋	10台	-
4号炉原子炉建屋	28台	8台
4号炉タービン建屋	10台	-
3/4号炉活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋	6台	-
3/4号炉コントロール建屋	2台	2台
1/2号炉廃棄物処理建屋	8台	8台
3/4号炉廃棄物処理建屋	8台	8台
サイトバンカ建屋	1台	1台
使用済燃料輸送容器(キャスク)保管建屋	1台	1台
モニタ建屋	2台	-
合計	179台	52台

別紙 7 (非常用)ディーゼル発電機及び蓄電池(所内用)の負荷容量について

(非常用)ディーゼル発電機は、外部電源が喪失した場合に原子炉を安全に停止するために必要な電源を供給し、さらに工学的安全施設の作動のための電源を供給できるように1台当たり設備容量は約6,300kWである。廃止措置段階では、原子炉が停止しており、外部電源喪失時に原子炉を安全に停止するための機器、工学的安全施設へ電力を供給する必要はなく、使用済燃料プールに貯蔵している使用済燃料を冷却するために必要な設備に電源を供給する。廃止措置期間中に維持する(非常用)ディーゼル発電機2台から各号炉の負荷に電源を供給する際の電路を第1図に示す。

廃止措置期間中における(非常用)ディーゼル発電機に要求される負荷容量は、1号炉で約1,926kW、2号炉で約1,944kW、3号炉で約2,111kW、4号炉で約2,105kWであり、廃止措置期間中に性能を維持する(非常用)ディーゼル発電機2台の設備容量は必要負荷容量に対して十分な余裕を有する。

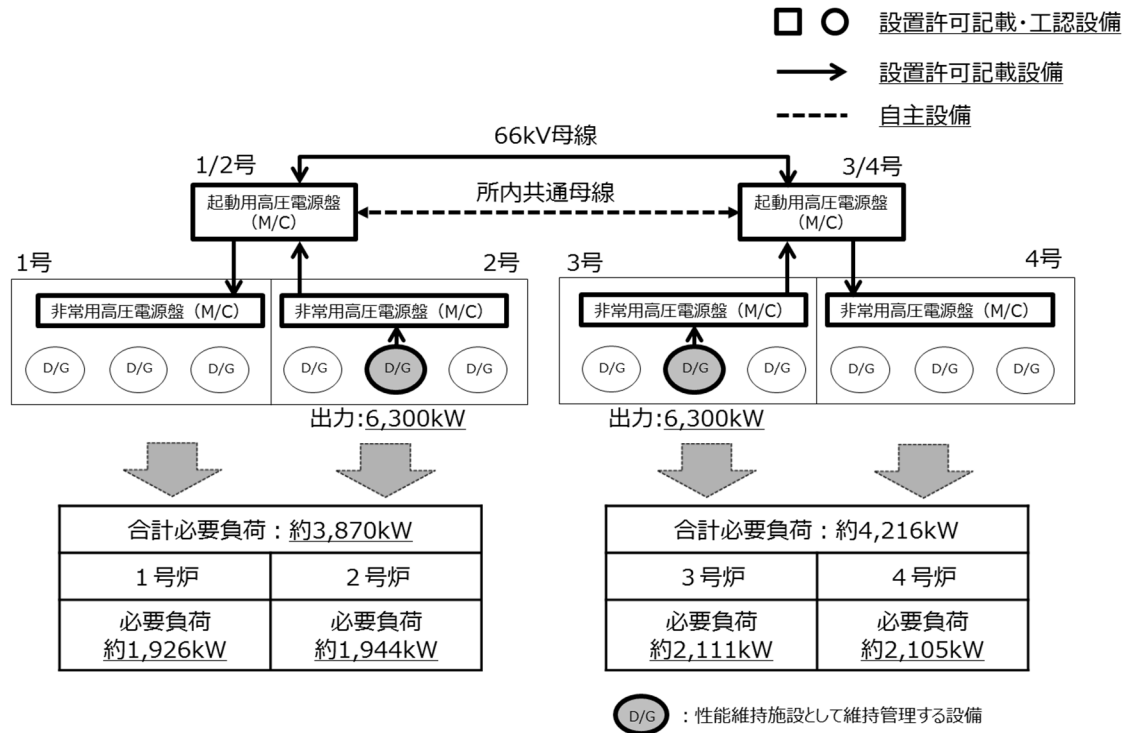
廃止措置期間中における(非常用)ディーゼル発電機の負荷を第1-1表～第1-4表に示す。

蓄電池(所内用)は、全交流電源が喪失した場合でも原子炉を安全に停止し、停止後に原子炉の冷却を確保するのに十分な容量として、1号炉の設備容量は約4,500Ah(10時間率)が2組、約1,400Ah(10時間率)が1組であり、2～4号炉の設備容量は約4,500Ah(10時間率)が1組、約4,000Ah(10時間率)が1組、約1,400Ah(10時間率)が1組である。廃止措置段階では、非常用動力負荷等に電力を供給する必要はなく、作業員の安全確保の観点から非常用照明に電源を供給する。

廃止措置期間中における蓄電池(所内用)に要求される負荷容量は、1号炉で

約 216Ah (10 時間率), 2 号炉で約 207Ah (10 時間率), 3 号炉で約 413Ah (10 時間率), 4 号炉で約 207Ah (10 時間率) であり, 各号炉で廃止措置期間中に性能を維持する蓄電池 (所内用) 1 組の設備容量 (約 1,400Ah) は必要負荷容量に対して十分な余裕を有する。

廃止措置期間中における蓄電池 (所内用) の負荷を第 2 - 1 表 ~ 第 2 - 4 表に示す。



第 1 図 (非常用) ディーゼル発電機から各負荷に電源を供給する際の電路

第 1 - 1 表 廃止措置期間中におけるディーゼル発電機の負荷

1号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]
燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	61.2
燃料プール冷却浄化系 ポンプ	77.8
原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ	122.3
原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	283.4
原子炉補機冷却系 海水ポンプ	227.8
残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	322.3
非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	144.5
中央制御室換気空調系 (空気調和機など)	275.3
1・2号ペー징ング装置電源	17.0
非常用照明 (片系)	111.2
125V 充電器 1A	87.6
125V 充電器 1B	35.5
プラントバイタル CVCF	36.0
中央制御室計測用変圧器 1A	41.3
中央制御室計測用変圧器 1B	41.3
計測用主変圧器	41.3
合計	1,925.8

第 1 - 2 表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の負荷

2号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]
燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	26.0
燃料プール冷却浄化系 ポンプ	88.0
原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	351.0
原子炉補機冷却系 海水ポンプ	386.0
残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	316.0
非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	129.0
中央制御室換気空調系 (空気調和機など)	199.0
1・2号 PHS リモート装置電源	22.0
非常用照明 (片系)	80.0
125V 充電器 2A	99.0
125V 充電器 2B	48.0
プラントバイタル CVCF	38.0
中央制御室計測用変圧器 2A	54.0
中央制御室計測用変圧器 2B	54.0
計測用主変圧器	54.0
合計	1,944.0

第 1 - 3 表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の負荷

3号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]
燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	16.7
燃料プール冷却浄化系 ポンプ	77.8
原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	421.1
原子炉補機冷却系 海水ポンプ	322.3
残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	322.3
非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	116.7
中央制御室換気空調系 (空気調和機など)	379.9
FPC ポンプ室空調機	8.4
3・4号ページング装置電源	24.0
3・4号PHS リモート装置電源	22.0
非常用照明 (片系)	111.2
125V 充電器 3A	90.7
125V 充電器 3B	40.0
プラントバイタル CVCF	34.0
中央制御室計測用変圧器 3A	41.3
中央制御室計測用変圧器 3B	41.3
計測用主変圧器	41.3
合計	2,111.0

第 1 - 4 表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の負荷

4号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]
燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	18.0
燃料プール冷却浄化系 ポンプ	88.0
原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	410.0
原子炉補機冷却系 海水ポンプ	410.0
残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	293.0
非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	155.0
中央制御室換気空調系 (空気調和機など)	259.0
FPC ポンプ室空調機	0.9
非常用照明 (片系)	117.0
125V 充電器 4A	99.0
125V 充電器 4B	48.0
プラントバイタル CVCF	45.0
中央制御室計測用変圧器 4A	54.0
中央制御室計測用変圧器 4B	54.0
計測用主変圧器	54.0
合計	2,104.9

第2-1表 廃止措置期間中における蓄電池（所内用）の負荷

1号炉 負荷名称	負荷容量 [Ah]
非常用照明	216
合計	216

第2-2表 廃止措置期間中における蓄電池（所内用）の負荷

2号炉 負荷名称	負荷容量 [Ah]
非常用照明	207
合計	207

第2-3表 廃止措置期間中における蓄電池（所内用）の負荷

3号炉 負荷名称	負荷容量 [Ah]
非常用照明	413
合計	413

第2-4表 廃止措置期間中における蓄電池（所内用）の負荷

4号炉 負荷名称	負荷容量 [Ah]
非常用照明	207
合計	207

別紙 8 原子炉補機冷却系の必要流量について

使用済燃料プールに貯蔵されている使用済燃料は十分に冷えており、設備の故障時に時間的余裕（使用済燃料プール水温度が保安規定に定める施設運用上の基準である 65℃に達するまでに要する期間は約 5 日～約 7 日）があるが、使用済燃料プールに貯蔵している使用済燃料を冷却するために必要な設備に原子炉補機冷却系の冷却水・海水を供給する。

その他の設備についても、廃止措置段階も設備を使用する可能性があるため、供給先の必要流量に加えているが、原子炉補機冷却系の冷却水・海水を供給するポンプの定格流量は、供給先の必要流量に対して十分な余裕を有する。

原子炉補機冷却系の冷却水を供給するポンプの定格流量と供給先の必要流量を第 1 表に、原子炉補機冷却系の海水を供給するポンプの定格流量と供給先の必要流量を第 2 表に示す。

第 1 表 廃止措置期間中における原子炉補機冷却系の冷却水を供給する
ポンプの定格流量と供給先の必要流量

	冷却水を供給するポンプ	定格流量 [m ³ /h]	供給先	流量 [m ³ /h]	必要流量 [m ³ /h]
1号炉	原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ	約 720	燃料プール冷却浄化系 熱交換器	360	360
	原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	約 1,200	原子炉補機冷却系 一次熱交換器	1,000	
			その他の設備*	77.4	1,077.4
2号炉	原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	約 1,600	燃料プール冷却浄化系 熱交換器	340	374.6
			その他の設備*	34.6	
3号炉	原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	約 1,900	燃料プール冷却浄化系 熱交換器	380	801.9
			その他の設備*	421.9	
4号炉	原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	約 1,900	燃料プール冷却浄化系 熱交換器	340	671.8
			その他の設備*	331.8	

※使用済燃料プールに貯蔵している使用済燃料の冷却以外に使用する設備
(換気空調補機冷却系 冷凍機など)

第2表 廃止措置期間中における原子炉補機冷却系の海水を供給する
ポンプの定格流量と供給先の必要流量

	海水を供給するポンプ	定格流量 [m ³ /h]	供給先	流量 [m ³ /h]	必要流量 [m ³ /h]
1 号 炉	原子炉補機冷却系 海水ポンプ	約 3,000	原子炉補機冷却系 二次熱交換器	1,300	2,400
			タービン補機冷却系 熱交換器	1,100	
2 号 炉	原子炉補機冷却系 海水ポンプ	約 3,500	原子炉補機冷却系 二次熱交換器	2,073	2,073
3 号 炉	原子炉補機冷却系 海水ポンプ	約 3,600	原子炉補機冷却系 二次熱交換器	2,325	2,325
4 号 炉	原子炉補機冷却系 海水ポンプ	約 3,700	原子炉補機冷却系 二次熱交換器	2,246	2,246

別紙 9 廃止措置計画認可申請書における使用済燃料輸送容器の扱いについて

使用済燃料の号炉間輸送の際に用いる使用済燃料輸送容器については、原子炉設置許可申請書添付書類八の「原子炉施設の安全設計に関する説明書 4. 燃料取扱系」（1号炉）または「原子炉施設の安全設計に関する説明書 6.1 燃料取扱及び貯蔵設備」（2～4号炉）の主要設備として記載されていないため、廃止措置計画認可申請書に廃止措置対象施設として明記していない。

しかし、福島第二原子力発電所第1号機（第1～第4号機共用）工事計画認可申請書及び工事計画届出書には使用済燃料輸送容器について記載されていること、また、先行他プラントの廃止措置計画認可申請書において記載されていることから、使用済燃料輸送容器を廃止措置計画認可申請書の記載に追加する。

現時点では解体工事準備期間（第1段階）に号炉間輸送を計画していないことを踏まえて、廃止措置対象施設及び解体対象施設として追加する。

福島第二原子力発電所1号, 2号, 3号及び4号炉 審査資料	
資料番号	本文12, 添付9-1
提出年月日	令和3年1月26日

福島第二原子力発電所
1号, 2号, 3号及び4号炉
廃止措置に係る
品質マネジメントシステムについて

令和3年1月
東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1.	はじめに.....	- 1 -
2.	廃止措置に関する保安活動のための品質保証活動（基本方針）	- 1 -
3.	「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」の記載について.....	- 1 -
4.	「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する 説明書」の記載について.....	- 2 -
別紙 1	廃止措置計画 添付書類九の記載について	- 3 -

1. はじめに

本資料は、福島第二原子力発電所1号（2，3，4号）発電用原子炉廃止措置計画認可申請書「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」及び「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の記載の考え方について説明する。

2. 廃止措置に関する保安活動のための品質保証活動（基本方針）

廃止措置期間中における福島第二原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、原子炉設置許可申請書本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、保安規定に品質マネジメントシステム計画を定める。

この品質マネジメントシステム計画に基づき、廃止措置に関する保安活動の計画，実施，評価及び改善の一連のプロセスを保安規定及び原子力品質保証規程並びにそれらに基づく下部規程類により明確にし，これらを継続的に運用することにより，廃止措置期間中における発電所の安全の達成・維持・向上を図る。

3. 「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」の記載について

(1) 審査基準

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（以下「審査基準」という。）における「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」に係る記載は以下のとおり。

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること。

(2) 記載の考え方

2.に記載のとおり，福島第二原子力発電所の廃止措置を進めるにあたっては，原子炉設置許可申請書本文第十一号に基づき，廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し，保安規定に品質マネジメントシステム計画を定めるとともに，これに基づき廃止措置に関する保安活動を実施する。

この内容は、審査基準に適合することから、「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」は、2.に記載のとおりとする。

4. 「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の記載について

(1) 審査基準

審査基準における「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に係る記載は以下のとおり。

- ①原子炉施設保安規定において、事業者の代表者をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを定めること。
- ②廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることが明示されていること。
- ③品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが明示されていること。

(2) 記載の考え方

2.に記載のとおり、品質マネジメントシステム計画は保安規定に定めることとしている。

このため、「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」には、審査基準の要求事項を踏まえ、保安規定に定める品質マネジメントシステム計画のうち、「品質マネジメントシステム」、「経営責任者等の責任」、「業務に関する計画の策定及び業務の実施」及び「評価及び改善」の概要を記載するとともに、この品質マネジメントシステム計画のもとで廃止措置に係る業務を実施する旨記載する。

具体的な記載の考え方は別紙1のとおり。

別紙 1 廃止措置計画 添付書類九の記載について

○記載方針

・令和2年11月24日に変更認可申請した福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）（以下「保安規定第3条」という。）に規定している事項のうち、審査基準の要求事項に関する内容を記載する。（具体的な方法は保安規定に定め実施する。）

【審査基準の要求事項】

- ①原子炉施設保安規定において、事業者の代表者をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを定めること。
- ②廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することににより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることが明示されていること。
- ③品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが明示されていること。

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
1.	第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	1. 概要 廃止措置期間中における福島第二原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、原子炉設置許可申請書本文の「十一、発電用原子炉施設のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、保安規定の品質マネジメントシステム計画に定める。 品質マネジメントシステム計画では、社長をトップマネジメントとして品質マネジメントシステムを定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。また、品質マネジメントシステムのもとで機能及び性能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務を実施する。	「1. 概要」を記載。
2.	1. 目的		「1. 概要」に同内容を記載しているため、当該項は引用しない。
3.	本品質マネジメントシステム計画は、福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。		
4.	2. 適用範囲		
5.	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。		廃止措置に係る保安活動が適用範囲であることは自明であるため、当該項は引用しない。
6.	3. 用語の定義		定義して用いる用語がないため、当該項は引用しない。
7.	以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。		
8.	(1) 原子炉施設：核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。		
9.	(2) ニュースピア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。		
10.	(3) BWR 事業者協議会：国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第5.4条において同じ。）		
11.	4. 品質マネジメントシステム	2. 品質マネジメントシステム	
12.	4.1 一般要求事項		
13.	(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。	(1)組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	審査基準の要求事項②への対応方針
14.	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。	(1)の内容を具体化したものであるため、当該項は引用しない。	

No.	業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度	保安規定第3条 廃止措置計画添付書類九	備考
15.	a) 業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度		
16.	b) 原子炉施設の品質又は業務に関連する原子炉安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ		
17.	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響		
18.	(3) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	審査基準の要求事項②への対応方針
19.	(4) 組織は、原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する。(7.2.1 参照)		具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない
20.	(5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子炉品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。	(2) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。 a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。	審査基準の要求事項②への対応方針
21.	a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。		
22.	b) これらのプロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図1のとおりとする。	b. プロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。	
23.	c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標(以下「PI(Performance Indicator)」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。このPIには、原子炉規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含める。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 この保安活動指標には、原子炉規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含める。	
24.	d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める。	d. プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)	
25.	e) これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。	e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	
26.	f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)をとる。	f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講じる。	
27.	g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	
28.	h) 原子炉安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子炉安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子炉安全に与える潜在的な影響と、原子炉安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子炉安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子炉安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子炉安全に与える潜在的な影響と原子炉安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	
29.	(6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(3) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	審査基準の要求事項②への対応方針
30.	(7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項(法令・規制要求事項を含む。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することを決めた場合には、当該プロセスの管理を確実にする。	(4) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	審査基準の要求事項②への対応方針
31.	4.2 文書化に関する要求事項		具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
32.	4.2.1 一般		
33.	品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。		
34.	a) 品質方針及び品質目標		
35.	b) 原子炉品質保証規程		
36.	c) 品質管理基準規則が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録		
37.	d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書 ②発電所品質保証計画書 ③要領、要項、手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録		
38.	4.2.2 品質マニュアル		
39.	(1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子炉品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。		
40.	(2) 「原子炉品質保証規程」には、次の事項を含める。		

No.	保安規定第3条 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	廃止措置計画添付書類九	備考
41.	a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		
42.	b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		
43.	c) 品質マネジメントシステムの適用範囲		
44.	d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報		
45.	e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係		
46.	4.2.3 文書管理		
47.	(1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。		
48.	a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切な変更の防止		
49.	b) 文書の組織外への流出等の防止		
50.	c) 4.2.1c)及びd)①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持 また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。		
51.	(2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるよう、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。		
52.	a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。		
53.	b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する。		
54.	c) a)及びb)のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。		
55.	d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確実にする。		
56.	e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用しやすい状態にあることを確実にする。		
57.	f) 文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握することができるようにする。		
58.	g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。		
59.	h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、その目的にかかわらず、これを識別し管理する。		
60.	4.2.4 記録の管理		
61.	(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。		
62.	(2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができるように、識別可能かつ検索可能なように作成する。		
63.	(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。		
64.	5. 経営責任者等の責任		
65.	5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ	3. 経営責任者等の責任 審査基準の要求事項①への対応方針	
66.	社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことにより実証する。		
67.	a) 品質方針を設定する。		
68.	b) 品質目標が設定されることを確実にする。		
69.	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。		
70.	d) マネジメントレビューを実施する。		
71.	e) 資源が使用できることを確実にする。		
72.			

No	保安規定第3条 保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
73.	f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。	(6) 関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知する。	
74.	g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させる。	
75.	h) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにする。	(8) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにする。	トップマネジメントに係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
76.	5.2 原子力安全の確保の重視		トップマネジメントに係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
77.	社長は、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し(7.2.1及び8.2.1参照)、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。		
78.	5.3 品質方針		
79.	社長は、品質方針(健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。)について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。		
80.	a) 組織の目的及び状況に対して適切である。		
81.	b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。		
82.	c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。		
83.	d) 組織全体に伝達され、理解される。		
84.	e) 適切性の持続のためにレビューされる。		
85.	f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。		
86.	5.4 計画		トップマネジメントに係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
87.	5.4.1 品質目標		
88.	(1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを品質目標(7.1(3)b)参照)が設定されることを確実にする。また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法		
89.	(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。		
90.	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画		
91.	(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。		
92.	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。)を含める。 品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。		
93.	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)		
94.	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持		
95.	c) 資源の利用可能性		
96.	d) 責任及び権限の割り当て		

No.	保安規定第3条 「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。	廃止措置計画添付書類九	備考
97.	(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。		トップマネジメントに係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
98.	5.5 責任、権限及びコミュニケーション		
99.	5.5.1 責任及び権限		
100.	社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任（担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（廃止措置主任者の職務等）に定められ、また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。		
101.	5.5.2 管理責任者		
102.	(1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。		
103.	(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限		
104.	a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。		
105.	b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。		
106.	c) 内部監査プロセスを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保を高めることを確実にする。		
107.	d) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。		
108.	(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限		
109.	a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。		
110.	b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。		
111.	c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、原子力安全の確保を高めることを確実にする。		
112.	d) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。		
113.	5.5.3 管理者		
114.	(1) 社長は、第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。		
115.	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、実効性を維持する。		
116.	b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。		
117.	c) 業務の実施状況について評価する（5.4.1及び8.2.3参照）。		
118.	d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。		
119.	e) 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。		
120.	(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施する。		
121.	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。		
122.	b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に進めるようにする。		
123.	c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。		
124.	d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。		
125.	e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。		
126.	(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含め		

No.	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
127.	5.5.4 内部コミュニケーション		
128.	社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報交換が行われることを確実にする。		
129.	5.6 マネジメントレビュー		トップマネジメントに係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
130.	5.6.1 一般		
131.	(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ、妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。		
132.	(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。		
133.	(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。		
134.	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット		
135.	マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。		
136.	a) 内部監査の結果		
137.	b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。))		
138.	c) プロセスの運用状況		
139.	d) 使用前事業者検査等及び自主検査等の結果		
140.	e) 品質目標の達成状況		
141.	f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)		
142.	g) 法令・規制要求事項の遵守状況		
143.	h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)		
144.	i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ		
145.	j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更		
146.	k) 改善のための提案		
147.	l) 資源の妥当性		
148.	m) 保安活動の改善のために行った措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性		
149.	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット		
150.	(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。		
151.	a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善		
152.	b) 業務の計画及び実施に係る改善		
153.	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性		
154.	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)		
155.	e) 法令・規制要求事項の遵守に関する改善		
156.	6. 資源の運用管理		具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
157.	6.1 資源の提供		

No	保安規定第3条 組織は、原子力安全を確保するために必要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他必要な資源を明確にし、確保し、提供する。	廃止措置計画添付書類九	備考
158.	組織は、原子力安全を確保するために必要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他必要な資源を明確にし、確保し、提供する。		
159.	6.2 人的資源		
160.	6.2.1 一般		
161.	組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。		
162.	6.2.2 力量、教育・訓練及び認識		
163.	組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。		
164.	a) 要員に必要な力量を明確にする。		
165.	b) 要員の力量を確保するために、教育・訓練を行うか、又は他の処置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。）をとる。		
166.	c) 教育・訓練又は他の処置の実効性を評価する。		
167.	d) 要員が、原子力安全に対する自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らができるかを認識することを確認する。		
168.	e) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。		
169.	6.3 インフラストラクチャ		
170.	組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。		
171.	6.4 作業環境		
172.	組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。この作業環境は、作業場の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。		
173.	7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施	4. 個別業務に関する計画、実施、評価及び改善	
174.	7.1 業務の計画	4.1 個別業務に必要なプロセスの計画	審査基準の要求事項②への対応方針（計画）
175.	(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、廃止措置管理、運転管理（緊急時の措置を含む。）、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1(2) c) 参照）を考慮する。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮する。	
176.	(2) 業務の計画（計画を変更する場合を含む。）は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1(5)g) 参照）。	(2) 組織は、(1)の計画（業務計画を変更する場合を含む。）と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	
177.	(3) 組織は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む業務の計画の策定及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。	(3) 組織は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	
178.	a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（5.4.2(2)a) と同じ。）	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	
179.	b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	
180.	c) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	
181.	d) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、使用前事業者検査等及び自主検査等、並びにこれらの合否判定基準	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準	
182.	e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	
183.	(4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適したものとす。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	
184.	7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
185.	7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化		

No	保安規定第3条 「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。	廃止措置計画添付書類九	備考
186.	組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。		
187.	a) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項		
188.	b) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項		
189.	c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて		
190.	7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー		
191.	(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。		
192.	(2) レビューでは、次の事項を確実にする。		
193.	a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。		
194.	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。		
195.	c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。		
196.	(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。		
197.	(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。		
198.	(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。		
199.	7.2.3 外部とのコミュニケーション		
200.	組織は、原子炉安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。		
201.	a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法		
202.	b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		
203.	c) 原子炉安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法		
204.	d) 原子炉安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		
205.	7.3 設計・開発		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
206.	組織は、原子炉施設を対象として、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。		
207.	7.3.1 設計・開発の計画		
208.	(1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子炉安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動(4.1(2)(c)の事項を考慮して行うものを含む。)を含める。		
209.	(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。		
210.	a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度		
211.	b) 設計・開発の段階		
212.	c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制		
213.	d) 設計・開発に関する責任(説明責任を含む。)及び権限		
214.	e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源		
215.	(3) 組織は、実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを運営管理する。		
216.	(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。		
217.	7.3.2 設計・開発へのインプット		

No.	保安規定第3条 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する (4.2.4 参照)。インプットには次の事項を含める。 a) 機能及び性能に関する要求事項 b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 c) 適用される法令・規制要求事項 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	廃止措置計画添付書類九	備考
218.	(1) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する (4.2.4 参照)。インプットには次の事項を含める。 a) 機能及び性能に関する要求事項 b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 c) 適用される法令・規制要求事項 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項		
219.	(1) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい (曖昧) でなく、相反することがないようにする。 7.3.3 設計・開発からのアウトプット		
220.	(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。 (2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。		
221.	a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。		
222.	b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。		
223.	c) 関係する使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。		
224.	7.3.4 設計・開発のレビュー		
225.	(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに (7.3.1 参照) 体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。		
226.	(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4 参照)。		
227.	7.3.5 設計・開発の検証		
228.	(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確認するために、計画されたとおりに (7.3.1 参照)、プロセスの次の段階に移行する前に検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4 参照)。 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。		
229.	7.3.6 設計・開発の妥当性確認		
230.	(1) 結果として得られる業務・原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法 (7.3.1 参照) に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。この妥当性確認は、原子炉施設の設定後でなければ実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。 (2) 実行可能な場合にはいつでも、業務の実施及び原子炉施設の使用の前に、妥当性確認を完了する。 (3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4 参照)。		
231.	7.3.7 設計・開発の変更管理		
232.	(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する (4.2.4 参照)。		
233.	(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。		
234.	(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素 (材料又は部品) 及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。		
235.	(4) 変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4 参照)。		
236.	7.4 調達		
237.	個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない		

No.	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
249.	組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。		い。
250.	7.4.1 調達プロセス		
251.	(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。		
252.	(2) 保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。)を定める。この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。		
253.	(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。		
254.	(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。		
255.	(5) 組織は、適切な調達の実施に必要な事項(調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。)を定める。		
256.	7.4.2 調達要求事項		
257.	(1) 組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。		
258.	a) 製品、業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項		
259.	b) 要員の力量に関する要求事項		
260.	c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項		
261.	d) 不適合の報告(偽造品、不正品等の報告を含む。)及び処理に関する要求事項		
262.	e) 健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		
263.	f) 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		
264.	g) その他調達製品に必要な要求事項		
265.	(2) 組織は、供給者の工場等で使用前事業者検査等及び自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する調達要求事項に含める。		
266.	(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。		
267.	(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。		
268.	7.4.3 調達製品の検証		
269.	(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検証方法を定めて、実施する。		
270.	(2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。		
271.	7.5 業務の実施		
272.	7.5.1 業務の管理	4.2. 個別業務の実施	審査基準の要求事項②への対応方針(実施)
273.	組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき、管理された状態で業務を実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	
274.	a) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。	(1) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にある。	
	i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性	a. 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性	
	ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果	b. 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	
275.	b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。	
276.	c) 適切な設備を使用している。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。	
277.	d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。	(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。	

No.	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
278.	e) 監視及び測定が実施されている。	(5) 監視測定を実施している。	
279.	f) プロセスの次の段階に進むことの承認が実施されている。	(6) 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。	
280.	7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
281.	(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不適合その他の事象が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。		
282.	(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。		
283.	(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。		
284.	(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。		
285.	a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準		
286.	b) 設備の承認及び要員の力量の確認		
287.	c) 所定の方法及び手順の適用		
288.	d) 妥当性の再確認 (対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む)。		
289.	7.5.3 識別及びトレーサビリティ		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
290.	(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別し管理する。		
291.	(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別し管理する。		
292.	(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する (4.2.4 参照)。		
293.	7.5.4 組織の外部の者の所有物		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
294.	組織は、組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する (4.2.4 参照)。		
295.	7.5.5 調達製品の管理		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
296.	組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付 (使用) までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。また、取替品、予備品にも適用する。		
297.	7.6 監視機器及び測定機器の管理		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
298.	(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。		
299.	(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。		
300.	(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。		
301.	a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する (4.2.4 参照)。		
302.	b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。		
303.	c) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。		
304.	d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。		
305.	e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。		

No	保安規定第3条 保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
306.	(4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。		
307.	(5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使用する場合には、そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。		
308.	8. 評価及び改善	4.3. 評価及び改善	
309.	8.1 監視及び測定、分析、評価及び改善	4.3.1. 監視測定、分析、評価及び改善	
310.	(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、評価及び改善のプロセスを計画し、実施する。	組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。このプロセスには、取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。	審査基準の要求事項②への対応方針(評価)
311.	a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。		
312.	b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。		
313.	c) 品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び実効性を継続的に改善する。		
314.	このプロセスには、取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。		
315.	(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。		
316.	(3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。		監視測定に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項目は引用しない。
317.	8.2 監視及び測定		監視測定に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項目は引用しない。
318.	8.2.1 組織の外部の者の意見		
319.	組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのような受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。		
320.	8.2.2 内部監査		
321.	(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかどうかを明確にするために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。		
322.	a) 品質マネジメントシステムが、品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決められた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。		
323.	b) 品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか。		
324.	(2) 組織は、監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、実施するとともに、監査の実効性を維持する。		
325.	(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。		
326.	(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。		
327.	(5) 監査員又は監査に関わる管理者(社長を除く。)は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。		
328.	(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。		
329.	(7) 監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。		
330.	(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。		
331.	(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる(8.5.2参照)。		

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
332.	8.2.3 プロセスの監視及び測定		
333.	(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルプアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。 監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。		
334.	a) 監視及び測定の実施時期		
335.	b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期		
336.	(2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる (4.1(5)c) 参照。		
337.	(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画 (5.4.2(1)参照) 及び業務の計画 (7.1(1)参照) で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。		
338.	(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。		
339.	(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。		
340.	8.2.4 機器等の検査等		
341.	(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」に基づき、業務の計画 (7.1参照) に従って、適切な段階で使用前事業者検査等及び自主検査等を実施する。		
342.	(2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の証拠 (必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。) を維持する (4.2.4参照)。		
343.	(3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人を記録する (4.2.4参照)。		
344.	(4) 業務の計画 (7.1参照) で決めた使用前事業者検査等及び自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該の権限をもつ者が計画に定める手順により承認したときは、この限りではない。		
345.	(5) 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等及び自主検査等の独立性を確保する。 この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする (自主検査等においては必要に応じるものとする)。		
346.	8.3 不適合管理	4.3.2. 不適合の管理	
347.	(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることかないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	審査基準の要求事項②への対応方針 (評価) 不適合管理に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
348.	(2) 不適合の処理に関する管理 (不適合を関連する管理者に報告することを含む。) 並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。		審査基準の要求事項②への対応方針 (評価)
349.	(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。	(2) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	
350.	a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。	a. 発見された不適合を除去するための措置を講じる。	
351.	b) 当該の権限をもつ者が、原子炉安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子炉安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。	
352.	c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置 (廃棄を含む。) をとる。	c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講じる。	
353.	d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講じる。	審査基準の要求事項②への対応方針 (評価)
354.	(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。	(3) 組織は、(2)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	審査基準の要求事項②への対応方針 (評価) 不適合管理に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
355.	(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する (4.2.4参照)。		不適合管理に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
356.	(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。		不適合管理に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
357.	8.4 データの分析及び評価		評価に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。

No	保安規定第 3 条 廃止措置計画添付書類九	備考
358.	(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び実効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。 (2) データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。	
359.	a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見(8.2.1参照) b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)	
360.	c) 是正処置を行う端緒となるものを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)	
361.	d) 供給者の能力(7.4参照)	
362.	8.5 改善	
363.	8.5.1 継続的改善	
366.	組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、継続的に改善する。	審査基準の要求事項②への対応方針(改善)
367.	8.5.2 是正処置等	改善に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
368.	(1) 組織は、不適合その他の事象の再発防止のため、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、速やかに原因を除去する処置をとる。	
369.	(2) 是正処置は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより速やかに実施する。	
370.	a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。	
371.	i. 不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。 ①情報の収集、整理 ②技術的、人的及び組織的側面等の考慮	
372.	ii. 当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。 ①日常業務のマネジメント ②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理	
373.	iii. 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。	
374.	b) 必要な処置を決定し実施する。	
375.	c) とつたすべての是正処置の実効性をレビューする。	
376.	d) 必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のためにとつた措置(5.6.2 m)と同じ。)を変更する。	
377.	e) 必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。	
378.	f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合（単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。）については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し、実施する。	
379.	g) とつたすべての処置の結果を記録し、これを維持する(4.2.4参照)。	
380.	(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。	
381.	(4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切なる是正処置をとる。	
382.	8.5.3 未然防止処置	改善に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
383.	(1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について特定し特定した問題を含む。）が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見（BWR事業	

No.	保安規定第3条 保安規定第3条 者協議会で取り扱う技術情報及びコミュニケーション登録情報を含む。)の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することを 含む。 (2) 未然防止処置は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。 a) 起こり得る不適合及びその原因を調査する。 b) 未然防止処置の必要性を評価する。 c) 必要な未然防止処置を決定及び実施する。 d) とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。 e) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する (4.2.4 参照)。 (3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。	廃止措置計画添付書類九	備考
384.			
385.			
386.			
387.			
388.			
389.			
390.			
391.			5. 廃止措置に係る業務 廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施する。 廃止措置工事及びその他の廃止措置に係る工事等の業務、性能維持施設の施設管理等の廃止措置計画に基づき活動は、品質マネジメントシステム計画のもとで実施する。